

瑞穂市

**第2次男女共同参画基本計画
後期計画（2025年度～2029年度）**

「おもいやり」「ささえあい」からはじまる 瑞穂の夢まちづくり

令和7年3月



目 次

第1章 計画策定の背景・位置づけ	1
1.計画の背景と趣旨	1
2.計画期間	1
3.計画の位置づけ	2
4.計画の策定体制	2
第2章 男女共同参画をめぐる近年の動向等	3
1.男女共同参画をめぐる世界や国、県の動向	3
2.総合計画後期基本計画における目標	5
第3章 男女共同参画をとりまく現状	6
1.本市の概況	6
2.第2次男女共同参画基本計画(前期計画)の評価	9
3.市民意識調査からみる男女共同参画の状況【概要】	10
第4章 後期計画に向けた課題の抽出	22
1.瑞穂市の男女共同参画をとりまく現状の整理	22
2.前期の基本目標に対する課題の整理	23
第5章 計画の理念と目指すべき将来像	24
1.基本理念	24
2.目指す将来像	24
3.計画の体系	25
第6章 施策の内容と事業	26
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識を高め合うまちづくり	26
主要課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発	26
主要課題2 人権尊重意識の醸成	27
主要課題3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進	28
基本目標Ⅱ だれもが活躍できるまちづくり【瑞穂市女性活躍推進計画】	30
主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	30
主要課題2 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの推進	31
主要課題3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	33
基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり	35
主要課題1 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進	35
主要課題2 生涯を通じた健康支援	37
主要課題3 困難な状況におかれている人々への支援	39
主要課題4 あらゆる暴力の根絶にむけた支援【瑞穂市配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】	41
第7章 計画の推進	45
1.計画の推進体制	45
2.計画の進行管理	46
資料編	47

第1章 計画策定の背景・位置づけ

1 計画の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進展に加え、家族形態の多様化や社会の意識・価値観の変化などにより、従来の男性・女性の枠に捉われない多様な生き方やジェンダー平等などへの意識が高まり、誰もが個性と能力を発揮し活躍できる新たな社会づくりが求められています。

本市においては平成22年(2010年)3月に、市、市民及び事業者が、それぞれの立場に課されている責務と役割を果たし、積極的に協働して、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを定めた「瑞穂市男女共同参画推進条例」を制定しました。

この条例の基本理念に基づく、男女の自立と共同参画社会の実現、さらには近年の女性の地位向上についての国の対策に基づく施策の新たな指針として、「瑞穂市第2次男女共同参画基本計画」を令和2年(2020年)3月に策定しています。

2 計画期間

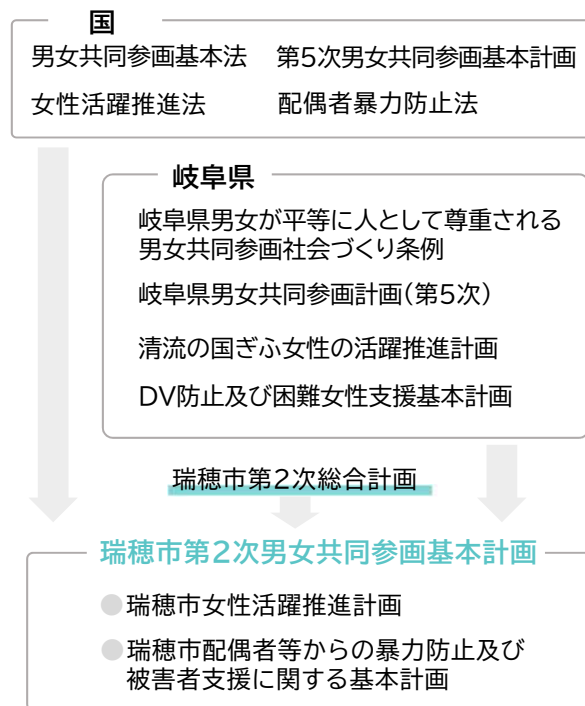
本計画では、10年間の基本的な方向と施策を定めた「基本計画」を見直し、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間に実施する具体的な施策等を「後期計画」として定めるものとします。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
瑞穂市第2次男女共同参画基本計画										
前期計画(R2～R6)										
						見直し	後期計画(R7～R11)			

3 計画の位置づけ

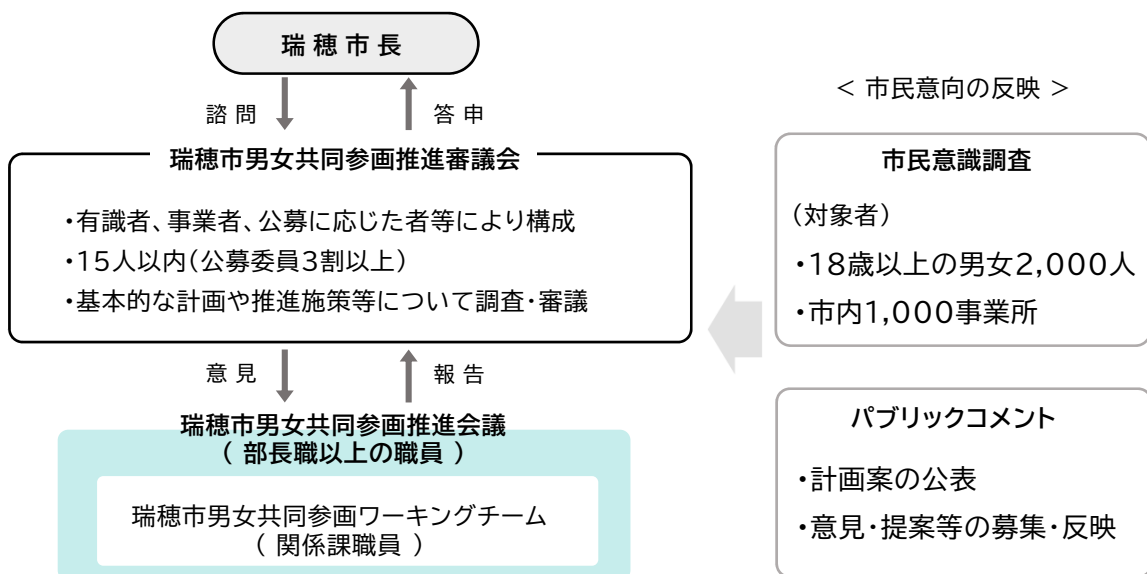
国の「男女共同参画社会基本法」、「第5次男女共同参画基本計画」及び「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」を踏まえつつ、「瑞穂市第2次総合計画後期基本計画」及び「瑞穂市男女共同参画推進条例」に基づく計画とします。そして、様々な分野において男女共同参画を実現していくための施策を、市民の皆さんと一体となって総合的に推進していくための行動計画です。

また、本計画は「瑞穂市女性活躍推進計画」「瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を含む計画とします。



4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市民等の代表である男女共同参画推進審議会を中心に検討を進めました。また、市民意識調査により市民や事業所等の意向や課題を把握し、計画に反映しました。



第2章 男女共同参画をめぐる近年の動向等

1 男女共同参画をめぐる世界や国、県の動向

(1)世界の動向

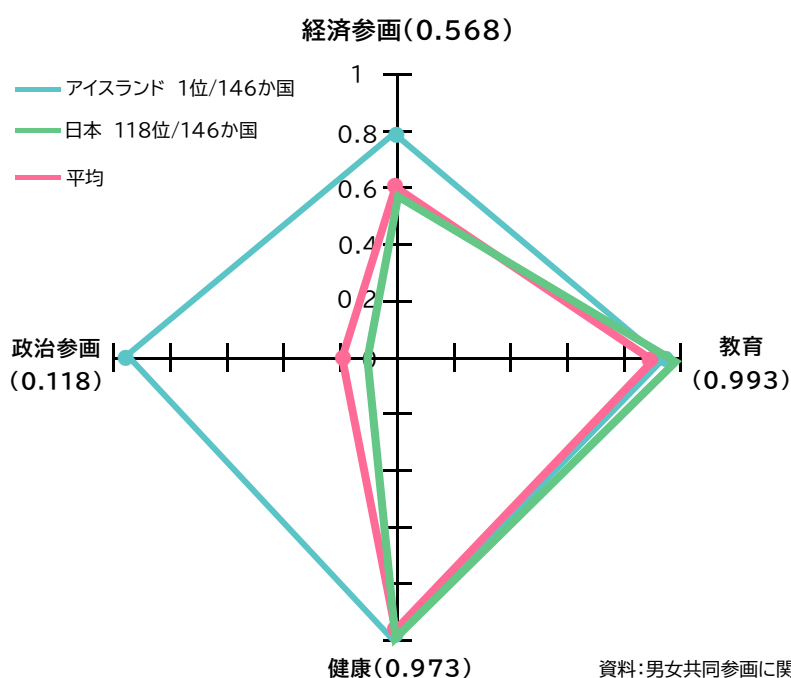
世界が掲げる共通の目標である持続可能な開発目標(SDGs)では、2030年(令和12年)を達成期限として、17のゴールと169のターゲットに取り組むことが示されています。17のゴールのうち、ゴール5は「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことを目標としており、ジェンダー平等の実現は、世界共通の重要なテーマの一つとされています。

また、ジェンダー平等の国際的な指数として、「世界経済フォーラム」が、経済、教育、健康、政治の分野ごとにデータをウェイト付けして、ジェンダーギャップ指数を算出(女性の数値/男性の数値、「0」が完全不平等、「1」が完全平等)し、発表しています。これによると、2024年(令和6年)、日本は146か国中118位となっており、「教育」と「健康」に関しては世界のトップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低くなっています。

SDGs ゴール5(アイコン)



ジェンダーギャップ指数(GGI)2024年



順位	国名	値
1	アイスランド	0.935
2	フィンランド	0.875
3	ノルウェー	0.875
4	ニュージーランド	0.835
5	スウェーデン	0.816
7	ドイツ	0.810
14	イギリス	0.789
22	フランス	0.781
36	カナダ	0.761
43	アメリカ	0.747
87	イタリア	0.703
94	韓国	0.696
106	中国	0.684
117	ネパール	0.664
118	日本	0.663
119	コモロ	0.663

資料:男女共同参画に関する国際的な指数(内閣府 男女共同参画局)

(2)国の動向

世界が掲げる国内での動きをみると、国は、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2020年(令和2年)12月に第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～を閣議決定しています。この計画では、2030年度(令和12年度)末までの「基本認識」、並びに2025年度(令和7年度)末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が11の分野でそれぞれ定められています。

また、女性活躍・男女共同参画の取り組みを加速するため、毎年6月を目途に「女性版骨太の方針(女性活躍・男女共同参画の重点方針)」が政府決定されています。「女性版骨太の方針2024」では、「企業等における女性活躍の一層の推進」「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」「個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現」「女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化」の4つの方針を掲げ、そのための行動計画の策定を推奨しています。

2023年(令和5年)6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されています。

< 第5次男女共同参画基本計画における11の分野 >

I あらゆる分野における女性の参画拡大
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
第3分野 地域における男女共同参画の推進
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
II 安全・安心な暮らしの実現
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
第7分野 生涯を通じた健康支援
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(3)岐阜県の動向

岐阜県では、男女共同参画社会基本法及び岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例に基づく基本計画として、令和6年(2024年)3月に「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」を策定しています。計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間で、3つの基本目標に沿った計画を定めています。また、県では令和5年9月に「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」を導入しているほか、性的マイノリティに関する電話相談なども開設しています。

< 岐阜県男女共同参画基本計画(第5次)における11の分野 >

I 男女がともに活躍できる社会づくり
第1分野 政策・方針決定過程における女性の参画拡大
第2分野 働く場における男女共同参画の推進
第3分野 地域活動における男女共同参画の推進
第4分野 家庭における男女共同参画の推進
II 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり
第5分野 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
第6分野 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備
第7分野 生涯を通じた健康支援
第8分野 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
III 未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり
第9分野 多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実
第10分野 若者に選ばれる地域づくり
第11分野 きめ細やかな広報・啓発の展開

2 総合計画後期基本計画における目標

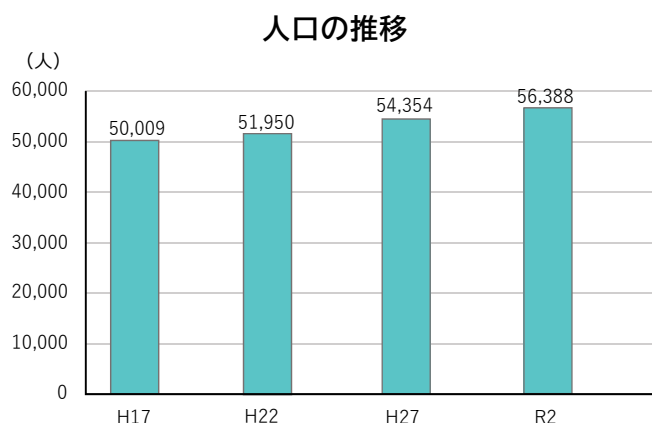
本計画の上位計画となる瑞穂市第2次総合計画後期基本計画(令和3年度～令和7年度)の「基本目標3 心が通う助け合いのまち」では、目指す姿を「あらゆる方の人権が尊重され、お互いを認め合える心やさしいまち」としています。施策の方向性として「男女平等の推進」が掲げられており、本計画においても配慮していく必要があります。

第3章 男女共同参画をとりまく現状

1 本市の概況

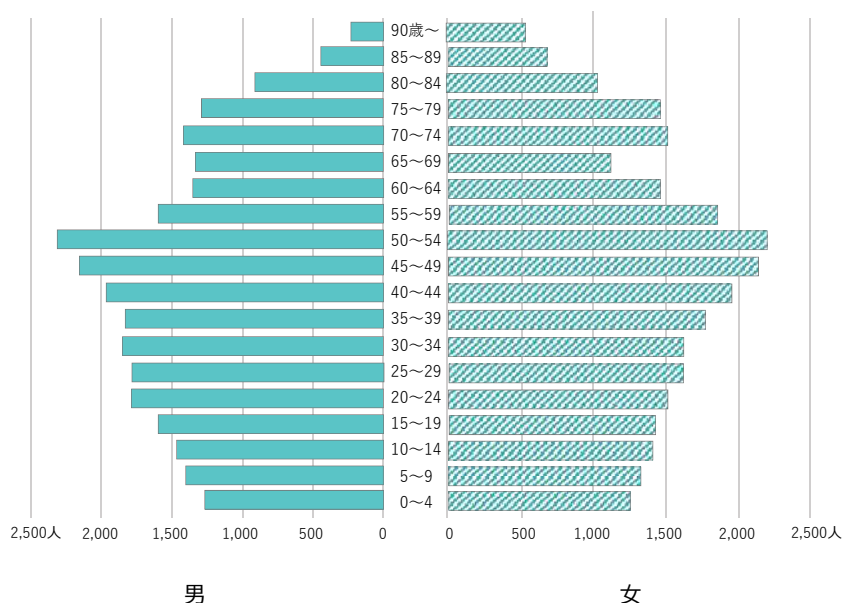
(1)人口の状況

本市の人口は、平成15年の合併以降増加を続けており、令和2年には56,388人まで増加しています。年齢5歳階級別人口をみると、40代前半から50代前半、その子どもの世代となる15歳～20歳代が多くなっており、高齢化は進んでいるものの、特に働く世代の男性が多い人口構成となっています。



資料:国勢調査(瑞穂市)

年齢5歳階級別人口(令和6年4月1日現在)



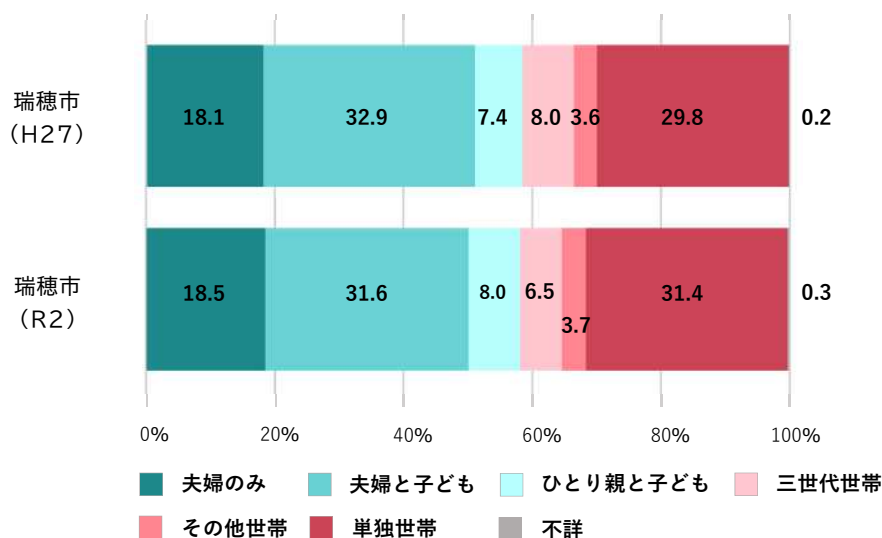
資料:住民基本台帳(令和6年3月31日現在)

(2)世帯の状況

本市の世帯数は、人口と同様に増加しており、令和2年の国勢調査では、一般世帯数が22,476世帯となっています。

一般世帯について、平成27年から令和2年の家族類型別構成比の推移をみると、核家族の割合や三世代世帯などの割合が減少し、単独世帯の割合が3割にまで増加し、世帯の多様化が進んでいます。

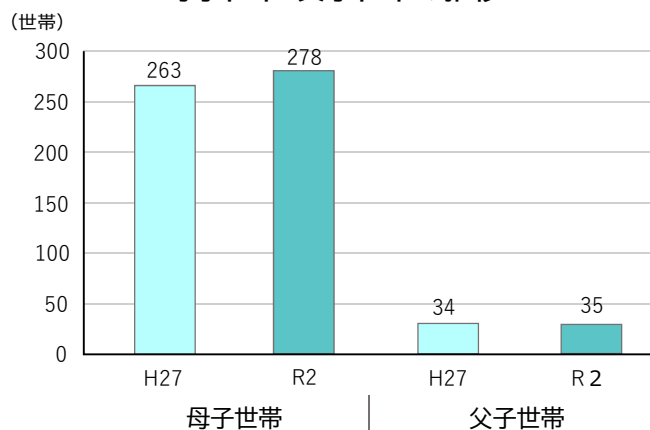
一般世帯における家族類型別構成比の推移



資料:国勢調査(瑞穂市)

ひとり親世帯の状況をみると、令和2年は、母子世帯が278世帯、父子世帯が35世帯で母子世帯の方が多くなっています。5年前の平成27年と比較すると、父子世帯はほぼ変わらないものの、母子世帯は15世帯増加しています。

母子世帯・父子世帯の推移

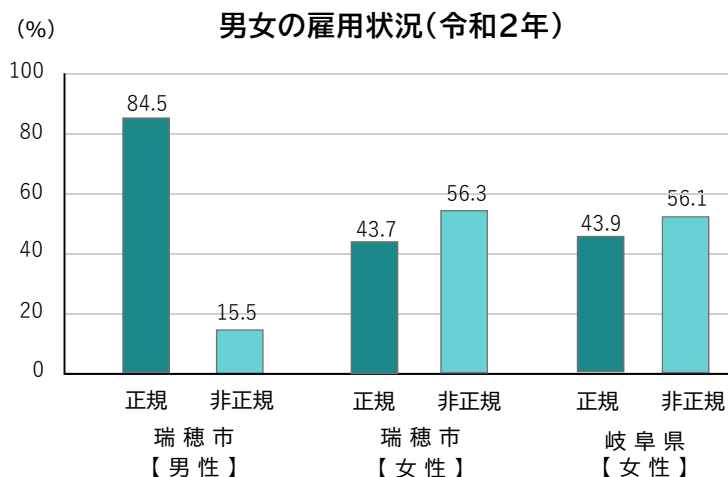


資料:国勢調査(瑞穂市)

(3)就労の状況

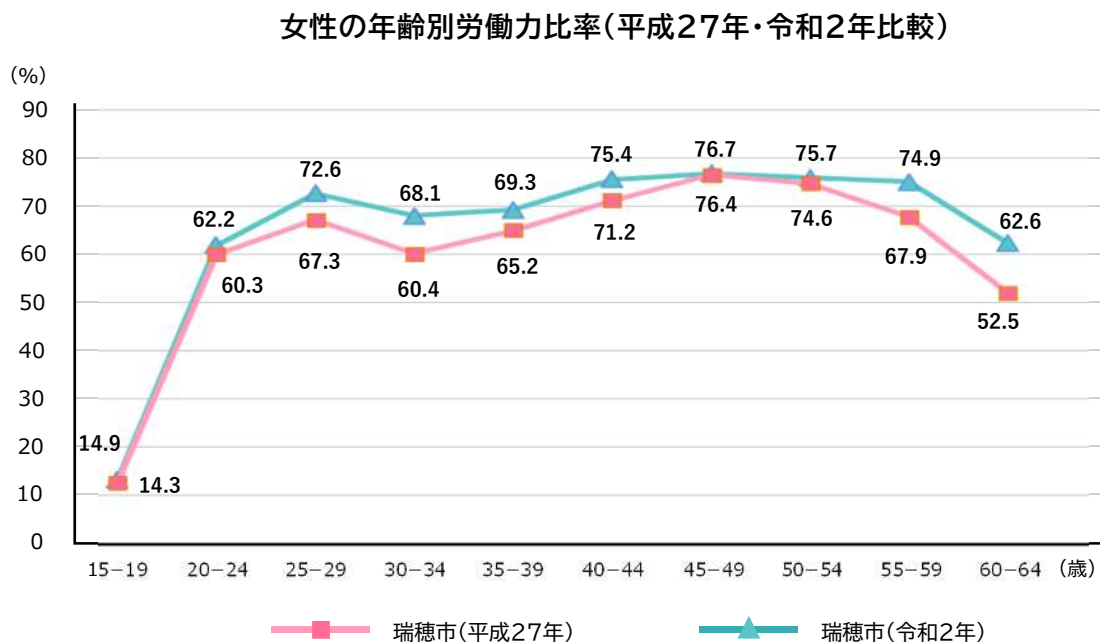
本市の雇用者について、性別で雇用形態をみると、男性の正規雇用は84.5%、非正規雇用は15.5%であるのに対して、女性の正規雇用は43.7%、非正規雇用は56.3%であり、女性の正規雇用の割合は男性の半分ほどとなっています。

一方、女性の正規雇用の割合を県と比較すると、ほぼ同じ割合となっています。



資料:国勢調査(瑞穂市)

また、女性の労働力率を平成27年と令和2年で比較すると、5年間で各年代の労働力率は上昇しており、出産・育児と重なる20歳代後半から40歳代前半で女性が離職することによって生じるM字カーブの底は浅くなりつつあります。



資料:国勢調査(瑞穂市)

2 第2次男女共同参画基本計画(前期計画)の評価

数値目標については、令和5年度の結果でみると、17項目のうち2項目が目標を達成し、6項目で数値が向上しています。

一方、8項目では、開始時よりも評価値が低下して目標を達成しておらず、数値目標からみると、特に「社会全体として(男女の地位が)平等であると感じる人の割合」や「職場において(男女の地位が)平等であると感じる人の割合」が低くなっています。

No	項目	開始時 H30	目標値 R11	実績値 R5	開始時 と比較
1	社会全体として(男女の地位が)平等であると感じる人の割合	11.8%	50.0%	9.5%	-2.3%
2	人権尊重に関する啓発事業の回数	4回	5回	12回	+8回
3	学校教育の場において(男女の地位が)平等であると感じる人の割合	52.1%	70.0%	50.3%	-1.8%
4	男女共同参画に関するセミナー、講座の実施回数	2回	4回	4回	+2回
5	審議会等の委員における女性の割合	24.4%	40.0%	25.2%	0.8%
6	保育施設待機児童数	0人	0人	4人	+4人
7	職場において(男女の地位が)平等であると感じる人の割合	22.9%	50.0%	19.1%	-3.8%
8	男女共同参画に関する事業の参加事業所数	20社	40社	25社	+5社
9	家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている人の割合	20.4%	45.0%	28.3%	7.9%
10	女性消防団員の数	14人	15人	10人	-4人
11	若年層健康診査の受診率	5.5%	10.0%	4.8%	-0.7%
12	妊産婦教室への男性参加割合	35.8%	40.0%	38.3%	2.5%
13	第2層地域支え合い推進会議への女性参加割合	20.0%	30.0%	28.9%	8.9%
14	就労支援員の支援により雇用に至った者の数	18人	25人	12人	-6人
15	各種イベントの際のDVに関する広報啓発活動の回数	2回	3回	2回	+0回
16	DVの相談を受けた中で、安全確保や自立につながった割合	60.0%	80.0%	50.0%	-10.0%
17	DV被害者が関係機関等に相談した割合	7.7%	40.0%	26.5%	18.8%

前期期間中に目標値に達したもの

3 市民意識調査からみる男女共同参画の状況【概要】

(1) 意識調査の概要

計画の評価と見直しを行うにあたり、数値目標の達成状況、社会的潮流やコロナ禍により生まれた意識の変化と新たな課題、市が取り組むべき施策などを探るため、市民、市内事業所の意識を調査しました。

意識調査の概要

	市民意識調査	事業所意識調査
調査対象	市内在住18歳以上70歳未満 男女2,000人	市内事業所1,000事業所
配布・回収の方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収
調査期間	令和6年1月10日～令和6年1月31日	令和6年2月2日～令和6年2月29日
回収数(率)	612人(30.6%)	104事業所(10.4%)

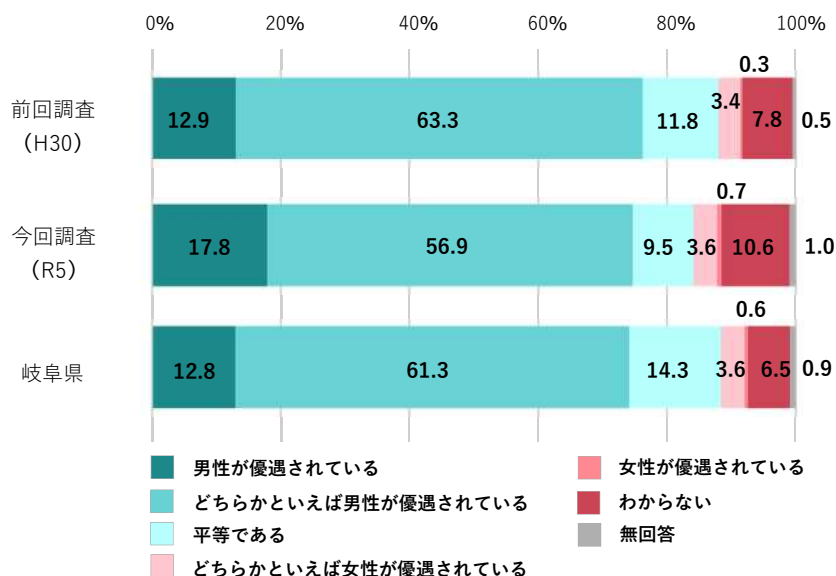
※比率はすべて百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%にならない場合もあります。

(2) 意識調査結果の概要

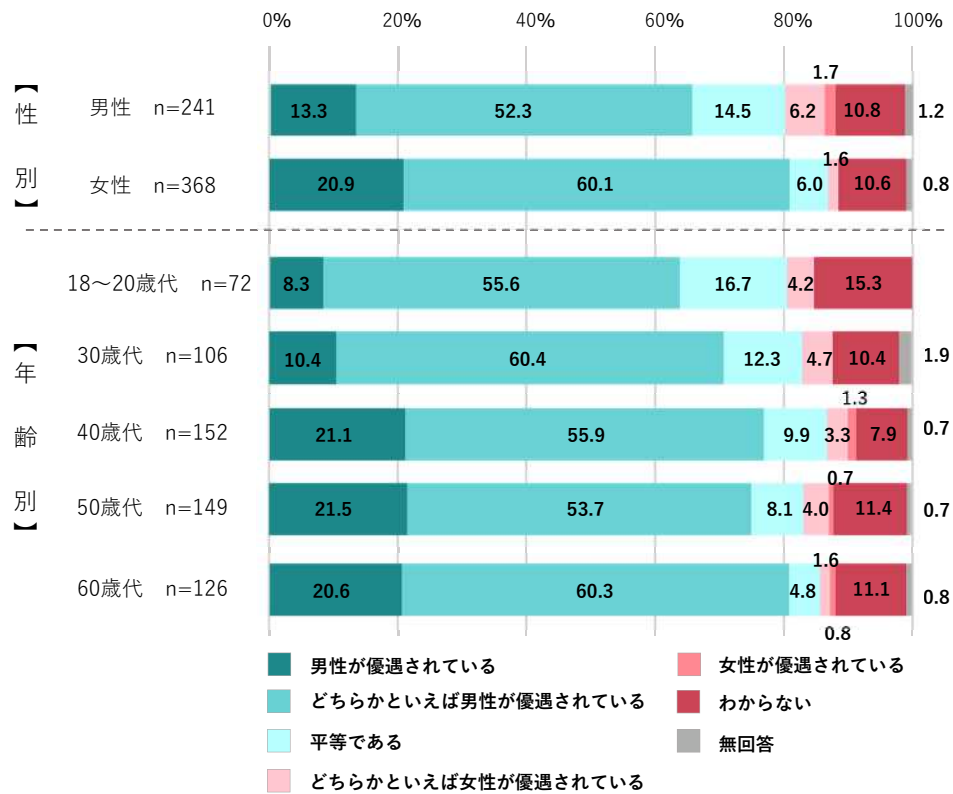
① 男女の地位の平等や意識

社会全体でみた男女の地位の平等については、市民が「男性優遇」と感じる割合は7割以上で、特に女性や60歳代で8割以上と高くなっています。一方、10～20歳代の若い世代では比較的低いものの、女性優遇と感じる割合は0となっています。

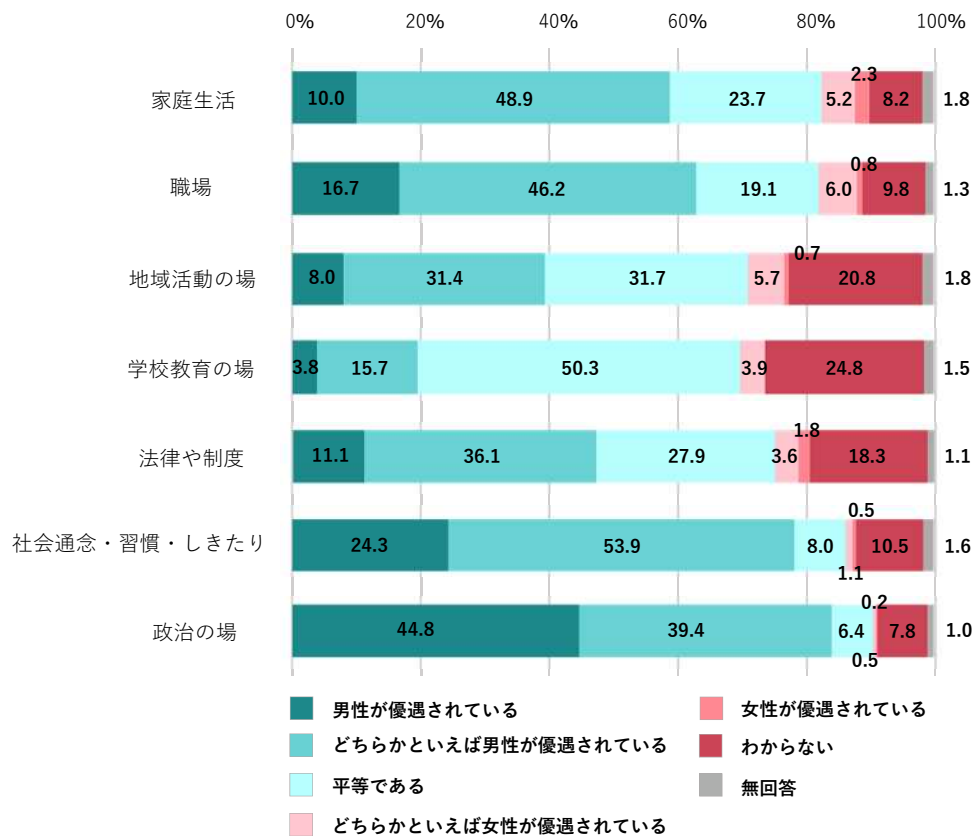
社会全体としての男女の地位の平等



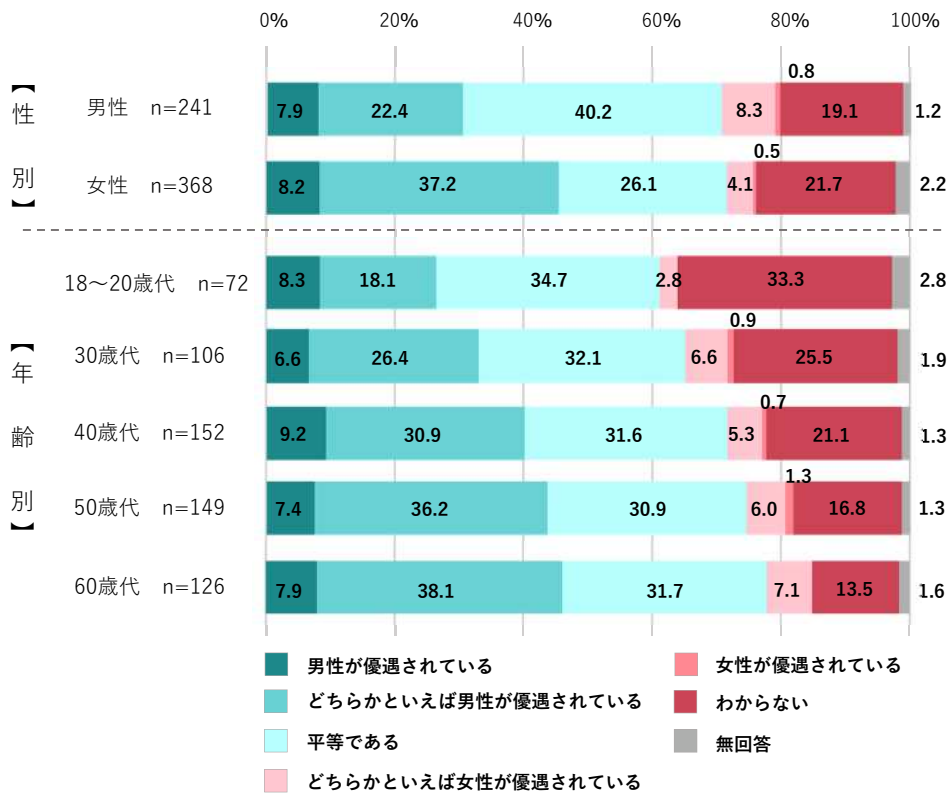
社会全体としての男女の地位の平等(性別・年代別)



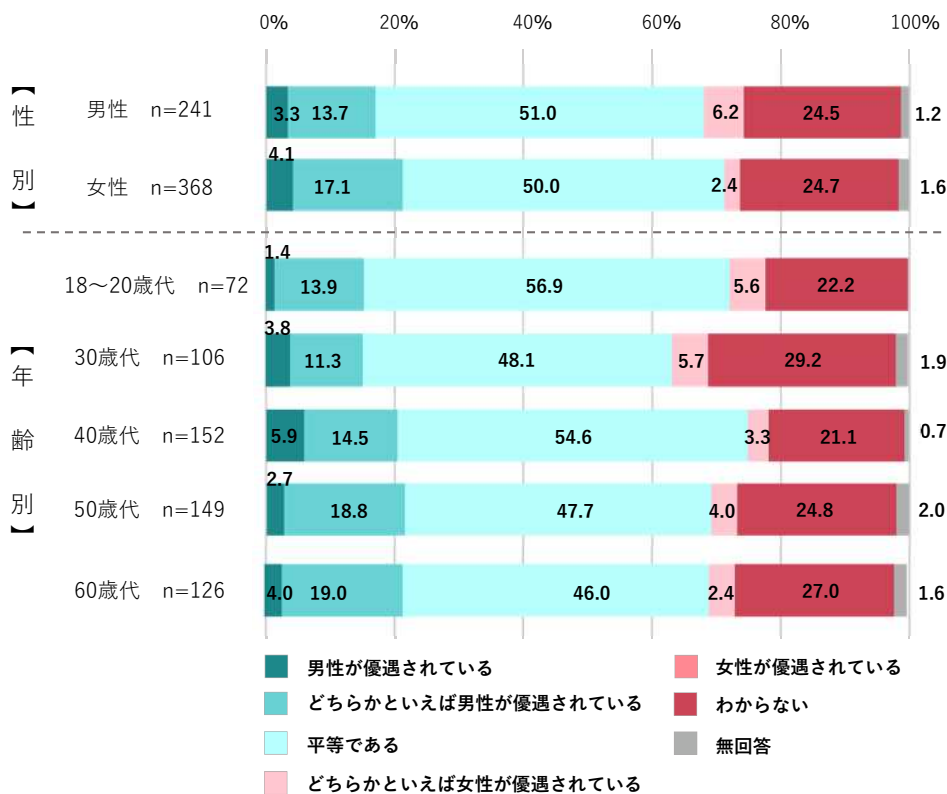
男女の地位の平等感



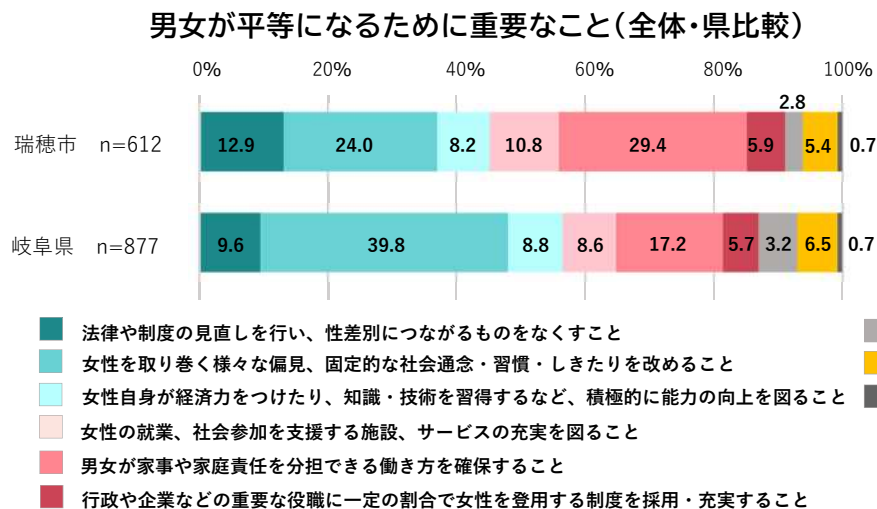
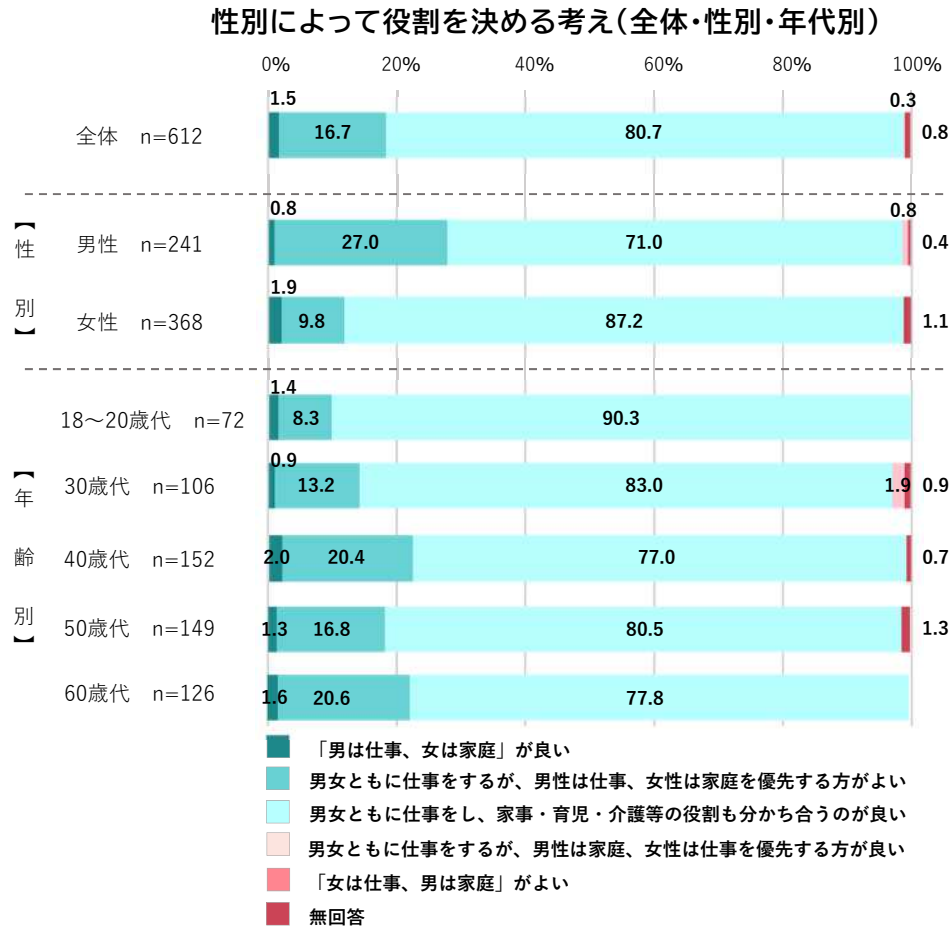
地域活動の場(性別・年代別)



学校教育の場(性別・年代別)

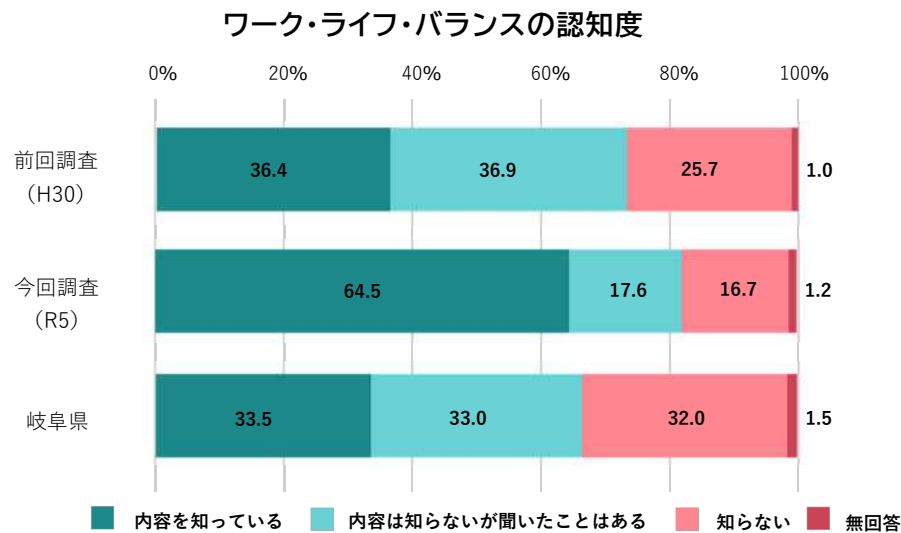


また、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方は2%未満となっており、「男女ともに仕事をし、家事・育児・介護等の役割も分かち合うのが良い」という考え方が全体で8割を超えています。18～20歳代では9割を超えており、若い世代ほど高い傾向にある一方で、男女で比較した場合には、16ポイントの差があります。

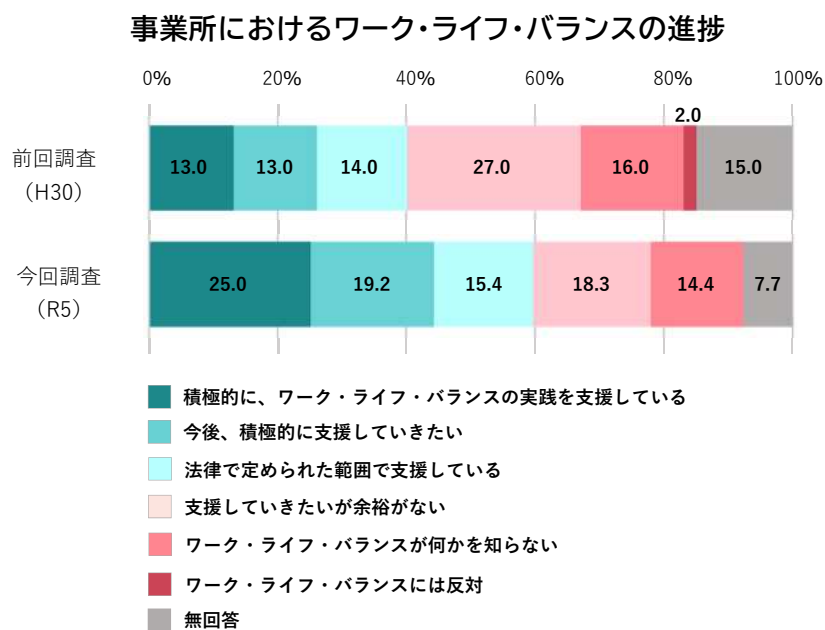


②ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

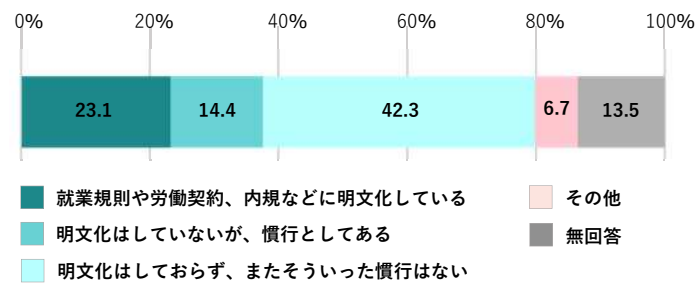
ワーク・ライフ・バランスの認知度についてみると、6割を超えており、前回調査よりも認知度が向上し、言葉が一般に浸透してきていることがうかがえます。



事業所調査では、ワーク・ライフ・バランスをすすめることについて、「積極的に、ワーク・ライフ・バランスの実践を支援している」が25%と最も高く、前回調査よりも12ポイント上昇しています。「今後、積極的に支援していきたい」の数値も上昇しており、ワーク・ライフ・バランスの認知度向上とともに、実際の支援が進行していることがわかります。

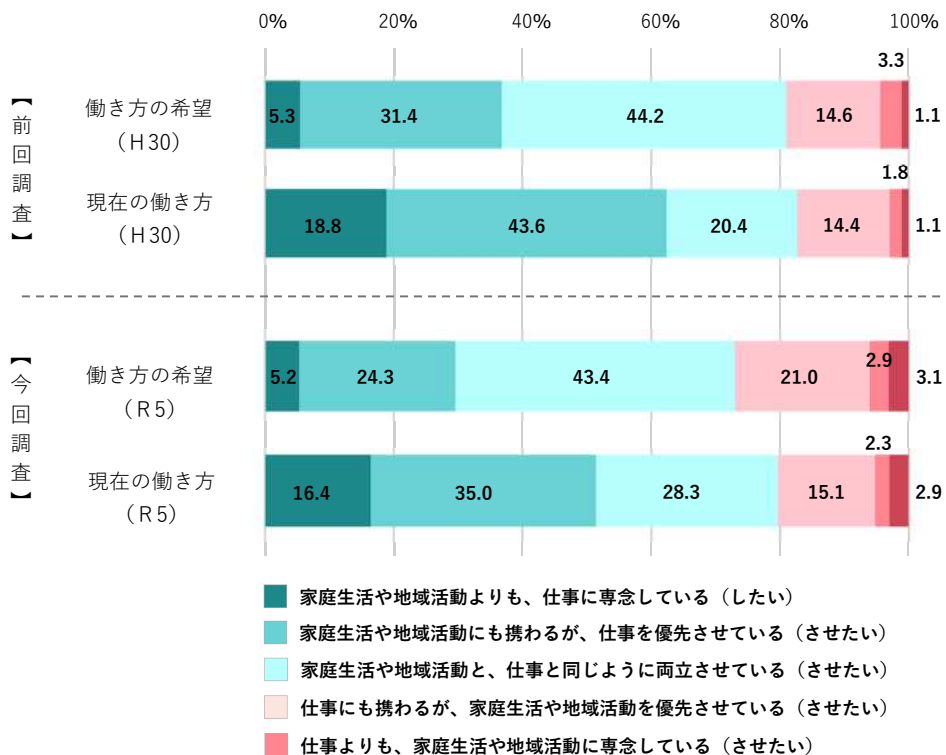


育児・介護休業制度を就業規則に規定



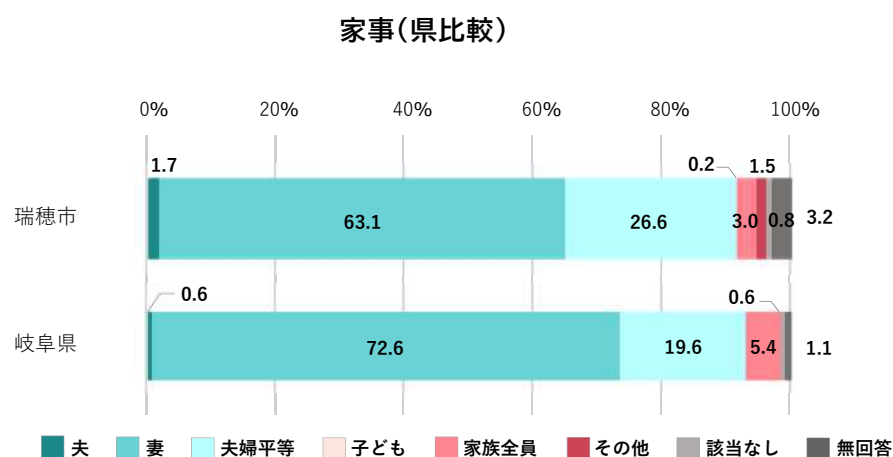
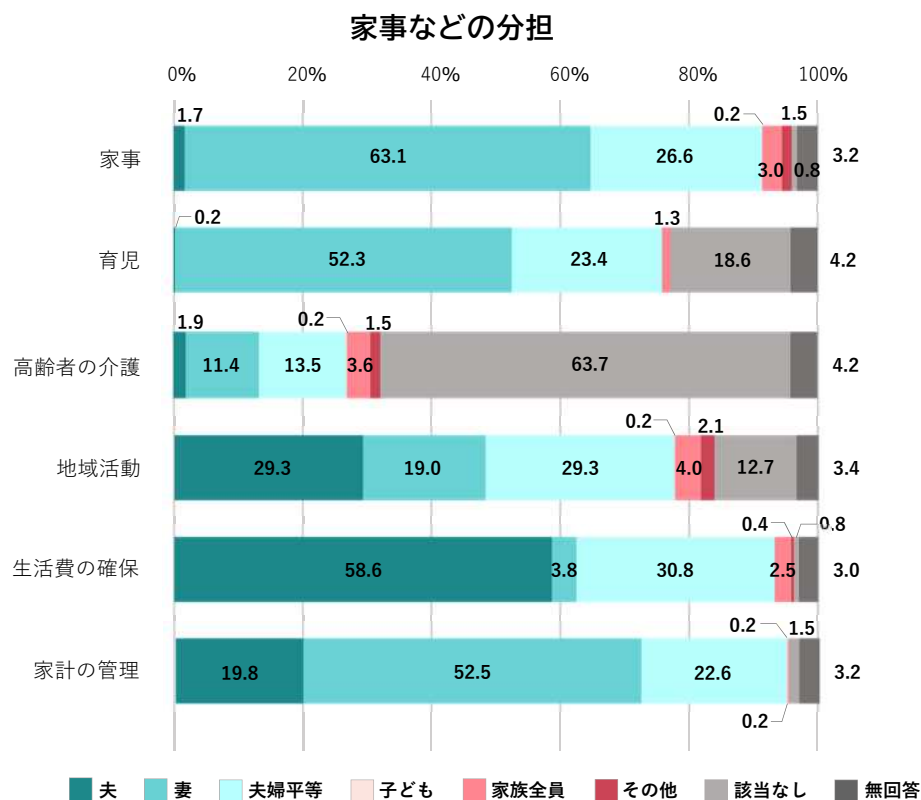
一方、市民の望む働き方としては、「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させたい」が希望で43.4%と最も多くなっているのに対し、現実では28.3%にとどまっています。「家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念している(したい)」は、希望は5.2%なのに対し、現実には16.4%と約10ポイントの差があります。なお、前回調査と比較するとワーク・ライフ・バランスにおける希望と現実の差は縮小しつつあります。

市民が望む働き方の希望と現実

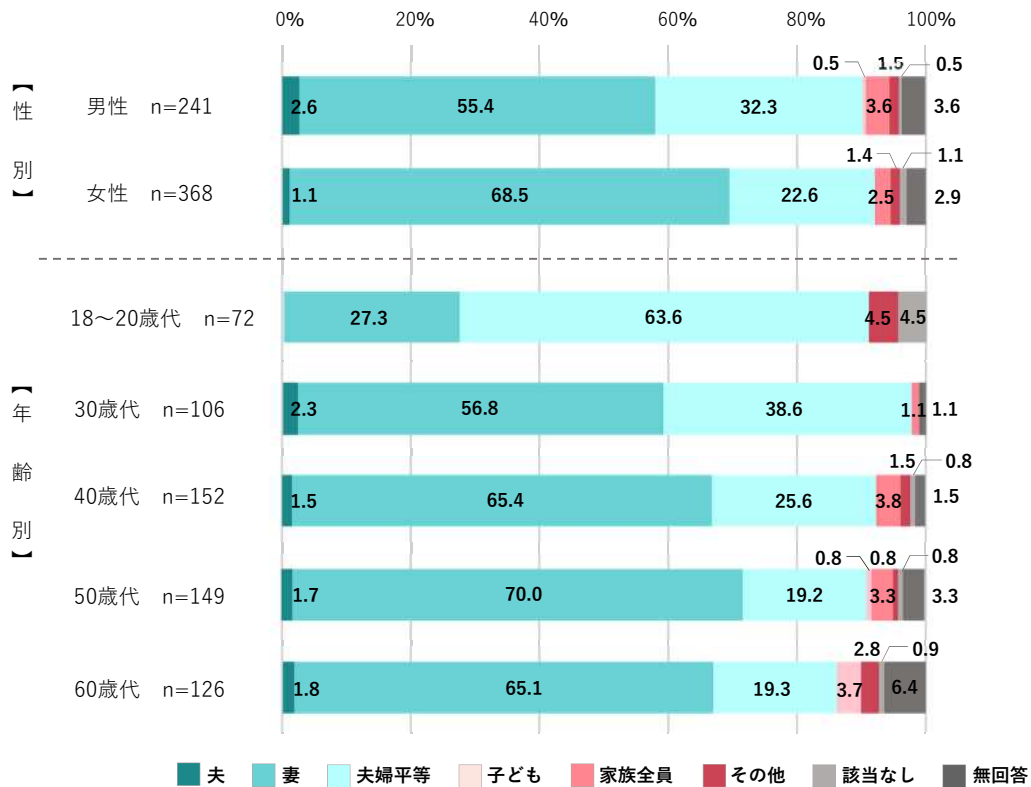


③家庭などにおける男女共同参画

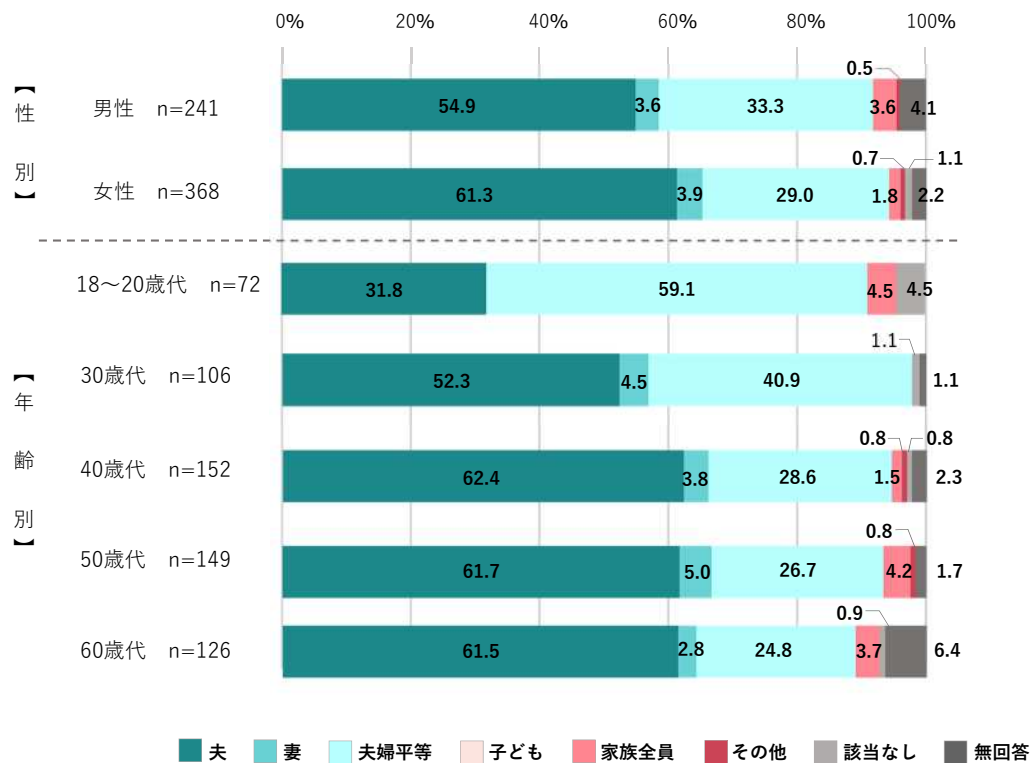
家庭の役割分担について、「家事」「育児」などで主に妻が担当している割合が高いものの、18～20歳代では夫婦平等の意識が高く、「家事」「生活費の確保」などでは5割を超えています。



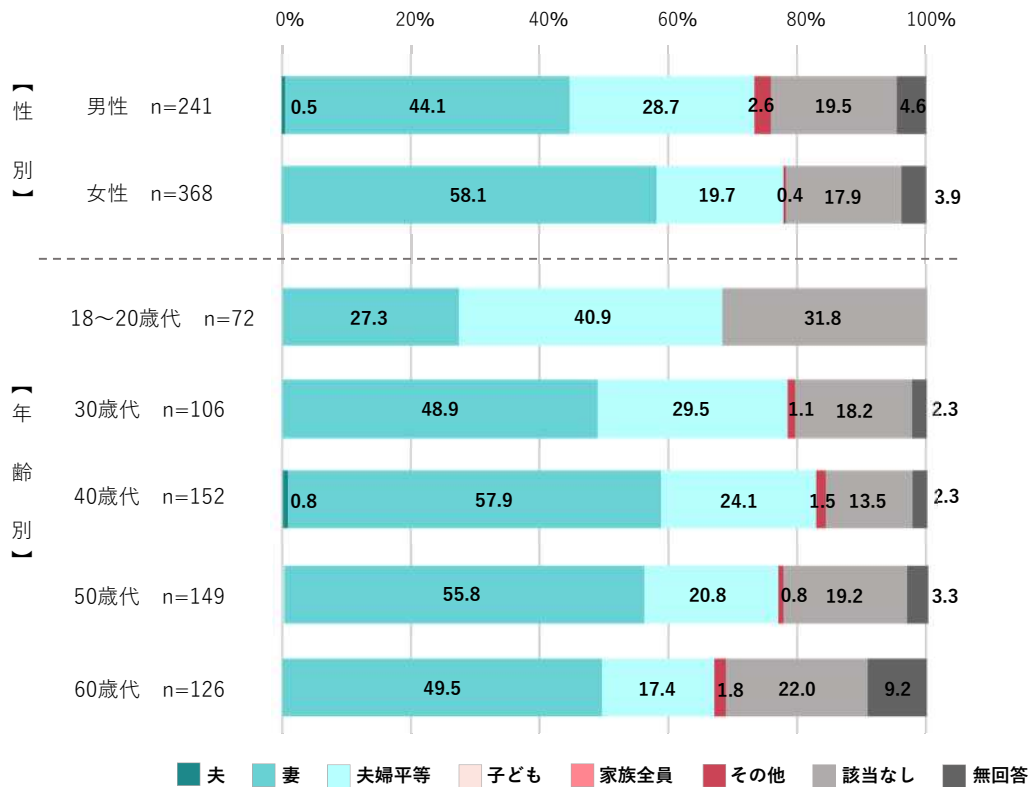
家事(性別・年代)



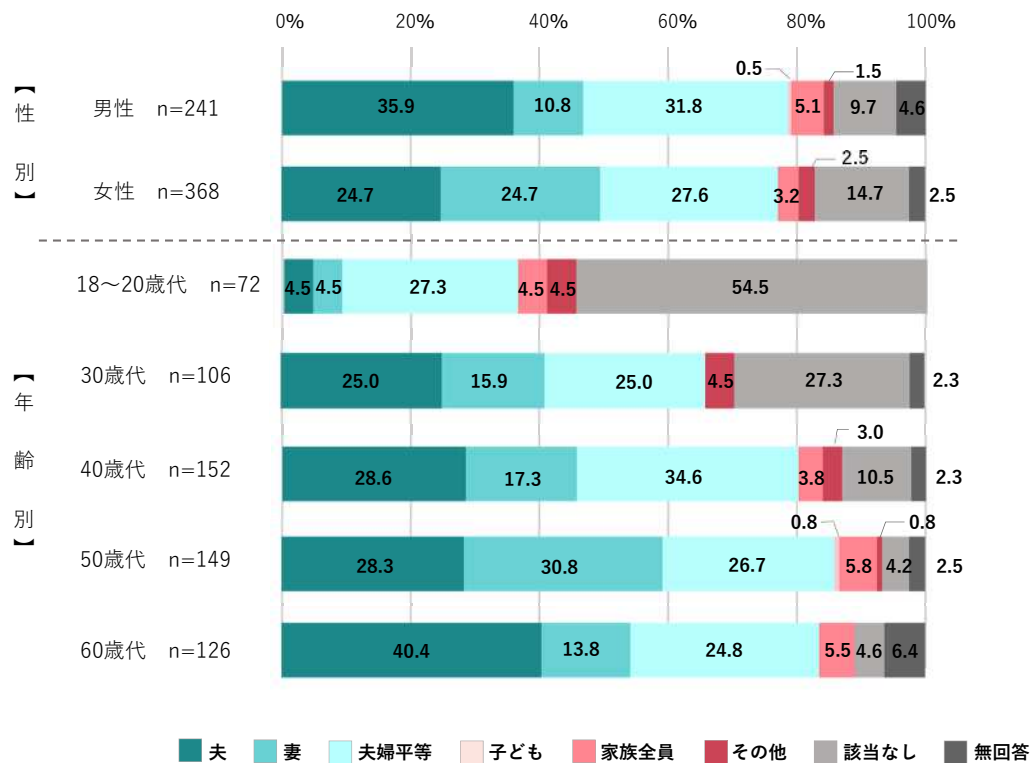
生活費の確保(性別・年代)



育児(性別・年代)



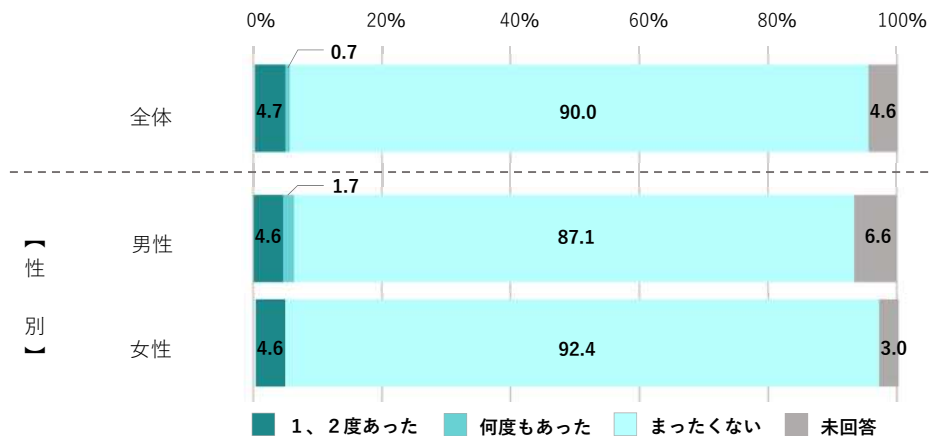
地域活動(性別・年代)



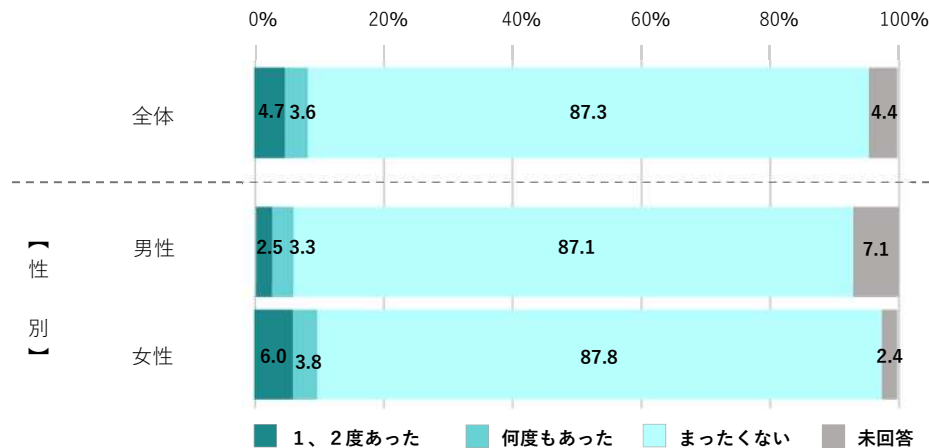
④人権、ドメスティック・バイオレンス、性的マイノリティなど

ドメスティック・バイオレンスの状況を見ると、女性では「精神的暴力」が、「1、2度あった」、「何度もあった」の合計が10％程度と、男性に比べて多くなっています。また、DV被害について誰かに「相談した」の割合が増えているものの、「相談しなかった」の割合も前回調査より増加しています。

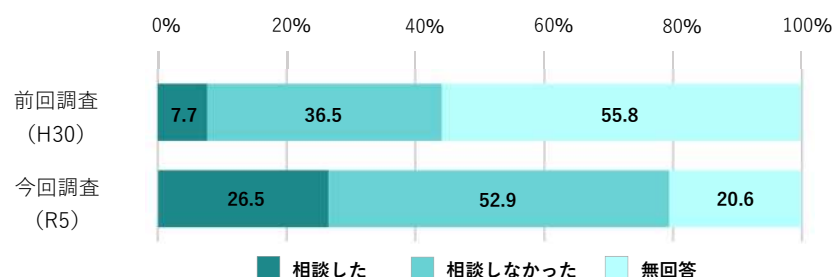
配偶者や交際相手から受けた行為 身体的暴力(全体・性別)



配偶者や交際相手から受けた行為 精神的暴力(全体・性別)

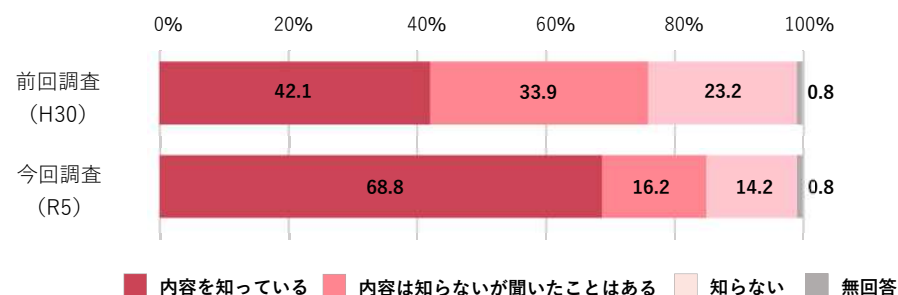


相談の有無(経年比較)

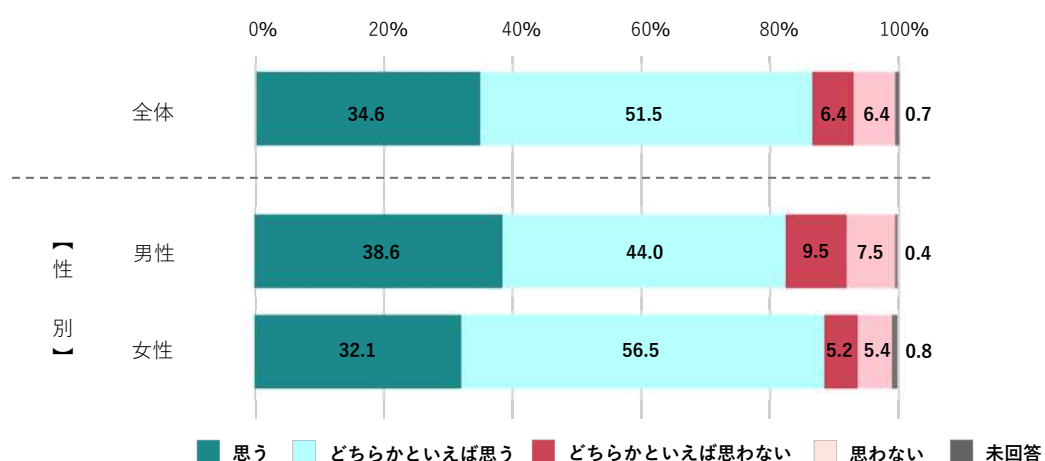


性的マイノリティについて、言葉の認知度は前回調査から上昇しています。また8割以上の方が偏見や差別があると考えています。そして、差別や偏見をなくすには、「性の多様性を理解するための学校教育」や「婚姻や相続などで不利益を受けない法整備」などの取組が必要だという意見が多くなっています。

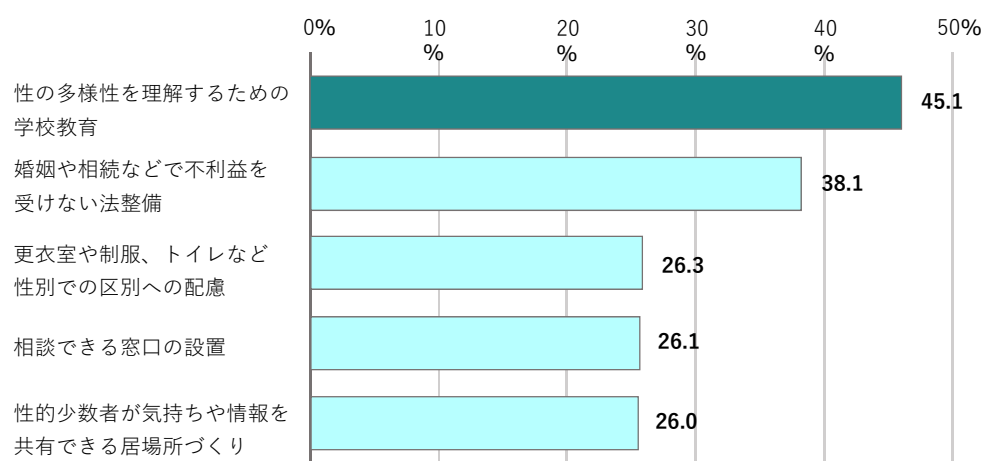
言葉の認知度 LGBT(経年比較)



性的少数者への偏見や差別がある(全体・性別)



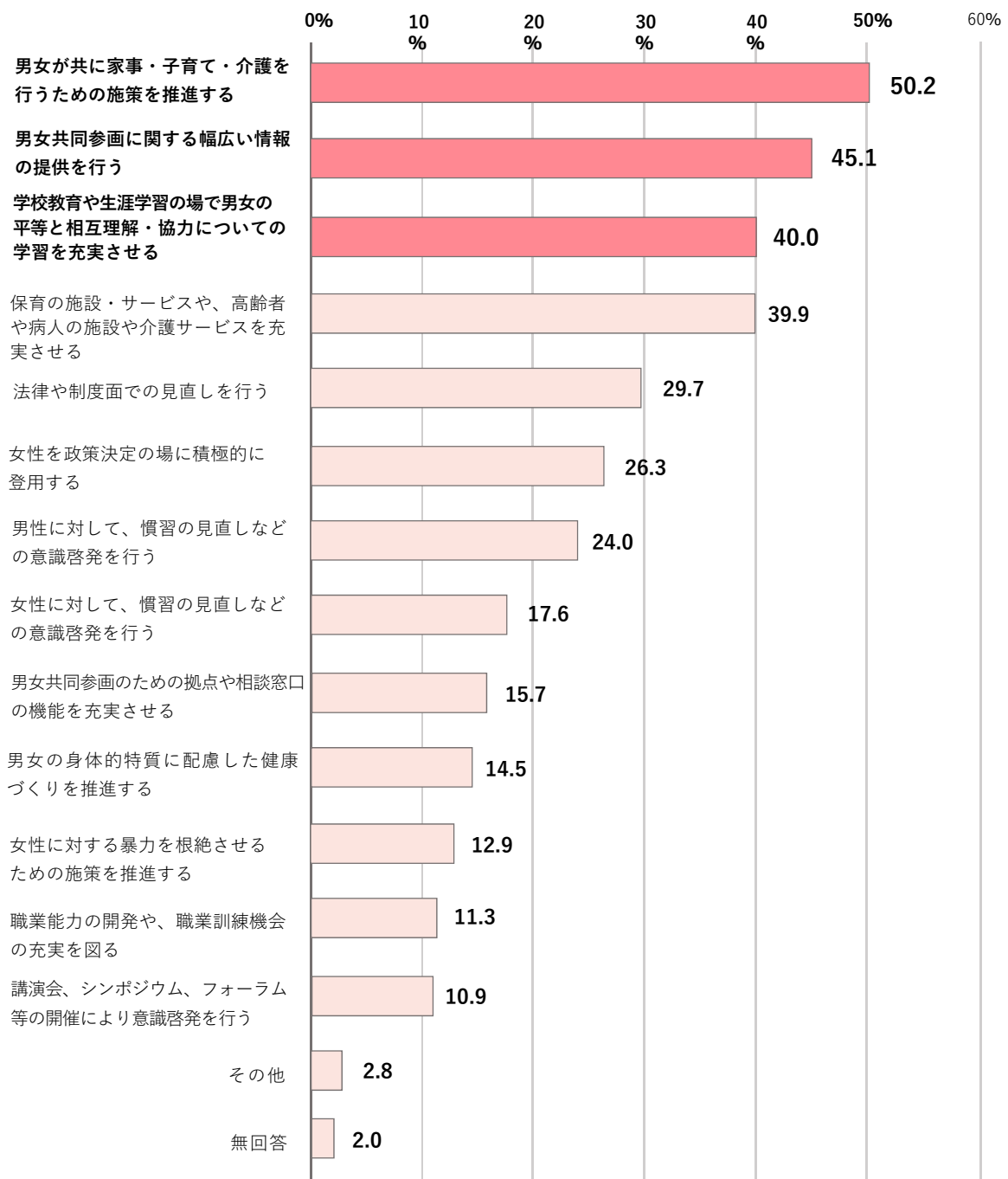
性的少数者に対する差別や偏見をなくすために必要な取組



⑤市が注力すべき施策

市が注力すべき施策についてみると、「男女が共に家事・子育て・介護を行うための施策を推進する」が50.2%と最も多く、そのほか「男女共同参画に関する幅広い情報の提供を行う」や「学校教育や生涯学習の場で男女の平等と相互理解・協力についての学習を充実させる」が多くなっています。

「男女共同参画社会」を形成していくために力を入れるべきこと



第4章 後期計画にむけた課題の抽出

1 瑞穂市の男女共同参画をとりまく現状の整理

(1)本市の概況

- 本市の人口は合併以降増加し、2024年4月1日の人口は、56,274人
- 40代～50代が多い人口構成となっている(平均年齢43.3歳)
- 核家族や複数世帯よりも単身世帯が多く増加している(3割が単身世帯)
- 女性の正規雇用の割合は男性の半分ほど
- 各年代の労働力は上昇しており、20歳代後半から40歳代前半で女性が離職することによって生じるM字カーブの底は浅くなっている。

(2)前期実施計画の評価

- 成果指標では、令和5年度時点で17あるうち2つが目標値を達成。一方で、約5割が計画開始時より悪化している。
- 数値目標からみると、「社会全体として(男女の地位が)平等であると感じる割合」や「職場において(男女の地位が)平等であると感じる割合」が特に低い。

(3)市民意識調査結果の概要

- 市民は依然として男性優位と感じる割合が高い。特に職場においては、岐阜県より25%も高い割合となっている。
- 男女ともに仕事をし、家事・育児・介護等の役割も分かち合うのがよいが8割を超えている。
- 男女がもっと平等になるためには、家事や家庭責任を分担できる働き方の確保が必要。
- 市民、事業所ともに、ワーク・ライフ・バランスの認知度が上昇し、事業所の25%が積極的な支援を既に実施、20%が積極的な支援を検討している。
- 家事や子育ては現在も主に妻が負担しているが、若い世代ほど夫婦平等となる傾向にある。
- DVは経験した人は少ないものの、経験した人の中で相談しなかった人が5割を超えている。
- 性的少数者の方に対して、8割以上の人が偏見や差別があると考えている。偏見や差別をなくすためには、「性の多様性を理解するための学校教育」が必要。
- 行政が注力すべきは、「男女が共に家事・子育て・介護を行うための施策を推進する」「男女共同参画に関する幅広い情報の提供を行う」「学校教育や生涯学習の場での男女平等と相互理解・協力についての学習を充実させる」

2 前期の基本目標に対する課題の整理

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識を高め合うまちづくり に関する課題

家族構成の変化、価値観の多様化に対応した意識づくりが必要

本市は、合併以降人口が増加しており、特に周辺からの人口流入により働く世代が増加し、従来のような三世帯世帯等は減少して、核家族や単身世帯が多くを占める等、市民の家族や価値観は多様化しています。

市民意識調査の結果では、依然として社会全体に対して男性優位と感じる割合が高くなっていますが、学校等の教育分野で「平等」とすることが定着してきた結果、若い世代では性別に捉われない考え方や価値観が広がってきています。今後は若い世代だけでなく、中高年以上にも従来の男女の役割分担意識等の固定概念に捉われることなく、時代に合った意識づくりを進め、性別や年齢等にかかわらず誰もが活躍しやすいまちにすることが必要であり、それが更なるまちの発展につながっていくと考えられます。

基本目標Ⅱ だれもが活躍できるまちづくり に関する課題

ワーク・ライフ・バランスの改善、職場などでの男女共同参画推進が後期の重要なテーマ

ワーク・ライフ・バランスという言葉が市民に定着してきているものの、平日・休日ともに女性の家事負担は依然として大きくなっています。仕事と家庭の調和を実現するためには、労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境の整備等、まだ多くの課題を抱えており、家庭と仕事の両立支援が最も重要となっています。また、市内の事業所でもワーク・ライフ・バランスのメリットは理解されてきていますが、育児・介護休暇制度等の環境整備が進んでいない事業所も多くあります。令和4年4月から育児・介護休業法の改正に伴い義務化された対応について周知を図る取組が必要です。一方で、家族に介護の必要性が発生する50歳代等では、男性優位と感じる意見も多く、若い世代が多い本市でも、今後に向けては介護と仕事の両立支援対策が必要と考えられます。

基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり に関する課題

DV対策、性的マイノリティ支援、ハラスメント対策など多様性や人権を尊重する施策が必要

多様性を尊重した社会の実現のためには、人権意識や国際理解を高め、性別や年齢、国籍などに関わらず、誰もが個人として尊重されるよう、各分野で多様性を尊重し、人権を守るための対策を進めることが必要となっています。

意識調査の結果によると、ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験者は1割ですが女性の方が割合が高くなっており、女性の人権を守っていくことは引き続き重要です。市の支援策として、安全確保や法的支援のほか、男性に対してDV等についての意識啓発を行うことが必要とされています。また性的マイノリティ(LGBT等)については、言葉の認知度も若い世代を中心に高まっており、人権尊重の観点から理解促進や支援などの取組が必要となっています。

第5章 計画の理念と目指すべき将来像

1 基本理念

本計画の基本理念は、「瑞穂市男女共同参画推進条例」第3条に定められている5つの基本理念に基づき、引き続き以下のように設定します。

① 男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、社会分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が十分に発揮できる機会が確保されること。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

市における施策又は事業者における方針の立案および決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができること。

⑤ 国際的協調

国際的な取組及び在住外国人への理解のもとに、男女共同参画社会の形成のための取組が行われること。

2 目指す将来像

前期計画から引きつづき、瑞穂市が目指す将来像を『「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり』として掲げ、性別に捉われることなく、市民一人ひとりが意欲を持って個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指し、その実現の先にある豊かでいきいきとした夢あるまちへ向かって、本計画の取組を推進します。

「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり

3 計画の体系

基本理念

基本目標

主要課題

「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり

基本目標
I

男女共同参画の
意識を高め合う
まちづくり

1

男女共同参画の視点に立った制度・慣行の
見直し、意識啓発

2

人権尊重意識の啓発

3

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする
教育・学習の推進

基本目標
II

だれもが
活躍できる
まちづくり

瑞穂市女性活躍推進計画

1

政策・方針決定過程への女性の参画の促進

2

男性中心型労働慣行等の変革と
ワーク・ライフ・バランスの推進

3

雇用等の分野における
男女の均等な機会と待遇の確保

基本目標
III

だれもが
安心して暮らせる
まちづくり

1

家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進

2

生涯を通じた健康支援

3

困難な状況におかれている人々への支援

4

あらゆる暴力の根絶にむけた支援

【瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】

第6章 施策の内容と事業

基本目標Ⅰ

男女共同参画の意識を高め合うまちづくり

基本目標と
関連するSDGs



主要課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発

前期計画期間では、男女平等意識の推進を図るため、広報紙、市ホームページ等の様々な媒体による情報提供や講座等による啓発活動に取り組んできました。

一方で、市民意識調査の結果(P.11)をみると、男女の地位の平等については、「学校教育の場」で「平等」と感じる割合が高いものの、その他の多くの分野では依然として『男性優遇』と感じる割合が概ね4割以上と高くなっています。特に、「政治の場」や「社会通念、習慣、しきたり」では、『男性優遇』と感じる割合が約8割となっています。今後、社会の変化により、少しずつこのような意識も変化していくものと予想されますが、次世代を担う市民が暮らしやすく活躍しやすいまちを目指すためには、これまでの男女不平等の解消という意識から進んだ概念も必要です。今後は、社会的・文化的に形成された性別にかかわらず、誰もが平等に機会を与えられる「男女共同参画(ジェンダー平等)」を、全世代に根付かせていくことが必要となっています。

【施策の方向】

(1)男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発

	具体的施策	概要	担当課
1	広報・ホームページ等による啓発の充実	市広報紙やホームページ、SNS等に、男女共同参画に関する啓発や情報発信を行います。	総合政策課
2	男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書、視聴覚教材、資料等を整備し意識の高揚を図ります。	総合政策課 生涯学習課 図書館
3	新規 アンコンシャス・バイアスの解消に向けた普及啓発	ジェンダーに基づくアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)への気づきを幅広く促し、解消に向けた行動につなげるための普及・啓発活動を推進します。	総合政策課

主要課題2 人権尊重意識の醸成

男女共同参画推進社会の実現のためには、人権の視点が重要です。前期計画期間は、様々な啓発活動や学習・教育活動の推進、性的マイノリティへの理解促進などに取り組んできました。

令和5年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的マイノリティの方々の人権尊重の観点から、県などの関係機関と連携し、多様な性に対する理解促進に取り組むことが必要となっています。

さらに、コロナ禍をきっかけとして、学校や職場、買い物等の日常生活のあらゆる場面でデジタル化が急速に進み、インターネットやSNS等を介したトラブルも増加しており、被害者や加害者にならないために、これらの活用における人権への配慮が重要となっています。

【施策の方向】

(1)人権尊重に関する啓発の強化

	具体的施策	概 要	担当課
1	人権を尊重する意識の醸成	人権尊重意識を高めるため、講演会や街頭啓発等、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。	総合政策課 地域福祉高齢課
2	LGBT等に関する理解の促進及び情報提供	LGBT(性的少数者)等に関する正しい情報を提供し、当事者が偏見や差別を受けることなく、だれもが自由に生き方を選択できる社会の実現に努めます。	総合政策課 地域福祉高齢課
3	人権相談の実施	専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者がそれぞれのケースに応じた適切な支援を受けられるよう取り組みます。	地域福祉高齢課



主要課題3 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進

前期計画期間では、学校教育をはじめ、家庭教育や社会教育の場で、それぞれ男女共同参画を推進する活動に取り組んできました。

市民意識調査の結果(P.12)によると、「学校教育の場」では、男女ともに約5割は「平等」と感じており、他の分野と比較して、男女共同参画意識に基づく教育が着実に推進されています。また、年齢別にみると、18～20歳代と40歳代では「平等」の割合が5割以上と高く、『男性優遇』と感じる割合が低くなっています。若い世代では男女共同参画の教育が定着しつつあることがうかがえます。

このため、「学校教育の場」での性別に捉われず、お互いを尊重する教育を推進しつつ、依然として『男性優遇』の傾向がみられる家庭や社会の中で、新しい意識や価値観を広め、定着させていくための教育・学習が必要となっています。

【施策の方向】

(1) 保育・教育における男女共同参画の推進

	具体的施策	概要	担当課
1	保育士・幼稚園教諭・教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	男女共同参画の視点に立って保育・幼児教育を推進できるよう、研修等を通して意識の向上を図ります。	学校教育課 幼児教育課 幼稚園 保育所
2	男女共同参画の視点に立った保育・教育活動の推進	男女共同参画や人権尊重の視点に立ち、保育・教育活動及び教材・資料等の選定について配慮を行い、固定的性別役割分担意識を容認しないよう配慮します。	学校教育課 幼児教育課 幼稚園 保育所
3	保護者に対する意識啓発の推進	子どもの成長に応じて親が学びあう学習機会の充実を図るとともに、PTA等の保護者による活動を通じ、男女双方の参加促進を図ります。	学校教育課 幼児教育課 生涯学習課

(2)男女共同参画に関する学習機会の充実

	具体的施策	概 要	担当課
1	生涯にわたる学習機会の充実	男女が自らの意志で社会のあらゆる分野で参画できるよう、多様化・高度化した学習需要に対応する生涯を通じた学習機会を提供します。	総合政策課 生涯学習課
2	男女共同参画に関するセミナー、講座の開催、または情報提供	家庭や地域で男女平等意識を育むために、セミナーや講座を実施し、男女共同参画の理解を深める機会を提供します。	総合政策課



基本目標Ⅱ

だれもが活躍できるまちづくり 【瑞穂市女性活躍推進計画】

基本目標と
関連するSDGs



主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

前期計画期間は、政策・方針決定過程への女性の参画、登用を図るため、審議会・委員会等への女性の登用促進や、女性の人材育成のための学習機会の提供等に取り組んでまいりました。審議会委員に占める女性の割合について、本市では、令和2年度と令和3年度に一時減少しているものの、令和5年度には25.2%まで上昇しています。しかしながら、未だ低い水準となっており、様々な意見を反映したバランスのよいまちづくりを進めるためには、政策・方針決定過程で、女性のさらなる登用促進を図っていく必要があります。

また、政治や経済分野のジェンダー平等で世界に後れを取る我が国では、令和4年4月から、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出が、常時雇用する労働者101人以上300人以下(以前は301人以上)の中小企業にも義務化されるなど、女性の活躍に力を入れています。事業所意識調査の結果においては、「女性管理職がいない」の割合は約5割となっています。

少子高齢化が進む社会で、人口の半分以上を占める女性の活躍は、事業所、さらには地域経済の発展にとってますます重要であることから、将来活躍する女性人材の育成支援とともに女性の活躍に取り組む事業所等を支援していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

	具体的施策	概 要	担当課
1	行政における審議会等委員への女性の積極的登用の促進	女性委員登用状況の定期的な調査を実施し、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。	総合政策課
2	行政における女性職員の採用・登用の促進	庁内において、現状の職務分担を見直し、職場や職種等において男女の比率が大きく偏らないような、配置、職域拡大を進めます。また、女性管理職の登用拡大を図ります。	総務課
3	企業、団体等の意思決定過程における女性の参画	企業や団体等に向けてポジティブ・アクション等についての情報を提供し、女性登用や人材活用の促進を働きかけます。	総合政策課 商工農政観光課

主要課題2 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの推進

前期計画期間では、家庭と仕事の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発、市内事業所等との連携、子育て家庭への支援や介護支援の充実に取り組んできました。市民意識調査の結果(P.14)をみると、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は向上していますが、仕事と生活の調和について、理想では「家庭生活や地域活動」を両立または優先したい人が多いものの、現実では「仕事」を優先している人が約5割いる状況となっています。

事業所意識調査における休業・休暇制度の状況(P.15)をみると、『就業規則などに規定している』割合は2割強となっています。また、男性の出生時育児休業(産後パパ育休)や育児休業は該当者のほとんどが取得しておらず、介護休業では男女ともに1割未満となっています。

今後は、誰もが家庭生活等と仕事を両立していけるよう、市民や事業所への情報提供等を適切に行い、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、子育てや介護に直面する人が多様な働き方やライフスタイルを選択できるよう、支援を充実していく必要があります。

【施策の方向】

(1)仕事と家庭生活の両立に向けた啓発の推進と支援

	具体的施策	概 要	担当課
1	仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着と充実	育児・介護休業制度についての情報提供と普及に努めます。	総合政策課
2	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図ります。また、男性の仕事中心意識の見直しに向けた啓発に努めます。	総合政策課
3	企業等へのワーク・ライフ・バランスの推進	企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する先進的な取組事例や必要性等に関する情報提供と理解普及に努めます。また、育児・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりの整備促進について情報提供に努めます。	総合政策課 商工農政観光課
4	保育施設待機児童の解消	仕事と子育ての両立支援の一環として、待機児童が発生しないよう、計画的に保育所定員について拡充していきます。	教育総務課 幼児教育課

	具体的施策	概 要	担当課
5	多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実	低年齢児中途入所、延長保育、一時保育、障がい保育、病後児保育等の充実を図ります。	子ども支援課 幼児教育課
6	子育て相談の充実	子育て家庭の不安解消のため、男女共同参画の視点に配慮した子育て中の親子の交流や相談の場づくりを支援し、地域における子育て支援環境の充実を図ります。	子ども支援課 幼児教育課
7	子育て支援情報の充実	広報紙、ホームページや子育て支援センターだより等を利用して、子育て支援情報を提供します。	子ども支援課 幼児教育課
8	放課後児童クラブ(学童保育)の充実	地域に根差した、放課後児童クラブ(学童保育)の運営の充実を図ります。	幼児教育課
9	ファミリー・サポート・センター事業の充実	育児の相互支援等を行うファミリー・サポート・センター事業がより利用しやすいものになるよう、充実を図ります。	子ども支援課
10	新規 助成・奨励金制度等の周知	企業・事業所に対し、国(厚生労働省)で行っている両立支援等助成金を周知し、仕事と子育て・介護が両立できる雇用環境づくりを支援します。	総合政策課
11	新規 働き方改革の推進	企業・事業者に対し、休暇の取得促進、長時間労働の縮減や非正規雇用社員の処遇改善などの啓発を行います。男女が家庭的責任を果たせるよう、適切な就業形態や職場慣行の普及に努めます。	総合政策課

主要課題3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

前期計画期間では、雇用や職業の場における男女共同参画を推進するため、雇用の分野における均等な機会と待遇の確保、女性の再就職や多様な働き方への支援に取り組んできました。

この間、雇用を取り巻く法制度の改正等も進んでおり、令和2年4月には公正な待遇の実現を目的とした「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、令和3年4月1日から中小企業にも適用になりました。また、育児・介護休業法が改正され、令和4年10月から新たに「男性の出生時育児休業(産後パパ育休)」や「育児休業の分割取得」等が施行されており、雇用を取り巻く環境は大きく変化しています。

市民意識調査の結果では、女性が職業に就くことについて、「子どもができて職業をつづける方がよい」が約6割と高く、多様な働き方を可能とする環境整備がさらに求められています。今後は、様々な職業の場で、性別や年齢によらず、意欲や能力を持った人材が適切に評価され、活躍できるような環境づくりとともに、多様な働き方を支援していく必要があります。

【施策の方向】

(1)職場における男女共同参画推進のための環境整備

	具体的施策	概 要	担当課
1	女性活躍推進法の周知	女性活躍推進法を周知し、女性の職業生活における活躍の推進と、豊かで活力ある社会の実現を図ります。	総合政策課
2	企業等への各種ハラスメント防止に関する情報提供・啓発の実施	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のない働きやすい職場環境の整備についての啓発に努めます。	総合政策課
3	相談窓口の情報提供と充実	労働に関する相談窓口の情報提供と、関係機関との連携による相談の充実を図ります。	商工農政観光課



(2)多様な働き方の支援

	具体的施策	概 要	担当課
1	企業等に対する就業形態や職場慣行の見直しの推進	企業等に対し、仕事と家庭生活が両立しやすいよう、就業形態や職場慣行の見直しについて啓発します。また、多様な働き方に関する情報提供やフレックスタイム制度、短時間勤務制度等の利用を奨励します。	総合政策課 商工農政観光課
2	再就職希望者への支援の充実	情報提供や相談体制の整備を通じて、育児や介護等のために退職した女性の再就職等へのチャレンジを支援します。また、企業等に対して、再雇用制度や職場復帰プログラム等の整備を働きかけます。	子ども支援課 商工農政観光課
3	女性の就業能力開発講座の充実・情報提供	就業に役立つ講座、キャリアアップのための実務講座を開催または情報提供することで、働くことを希望する女性を支援します。また、起業を希望する女性を対象とした講座や起業相談等の情報を提供します。	総合政策課



基本目標Ⅲ

だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本目標と
関連するSDGs



主要課題1 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進

前期計画期間では、家庭・地域における男女共同参画の推進、地域活動への参加の少ない女性に対する参加促進、防災分野における男女共同参画に取り組んできました。

市民意識調査の結果(P.16)では、家庭における家事分担では、家事や子育ては「主に妻」が5割以上となっていますが、年代別で見ると(P.17)18歳～20歳代では「夫婦平等」が6割を超えており、若い世代ほど家事負担は夫婦平等となる傾向にあります。また、自治会などの地域活動に対する家庭での役割分担は、年齢別にみると(P.18)、60代では「夫」の割合が高く、50歳代では「妻」、40歳代では「夫婦平等」の割合が高くなっています。このように、家庭・地域活動に対する意識は、年齢によっても大きな違いがあることから、今後は、世代等を超えて互いに交流し、理解を促進しながら、様々な人が身近な課題に協力して取り組んでいく必要があります。

近年は地震や気候変動による豪雨災害等の自然災害が頻発しており、日頃からの災害対策が重要になっています。災害から受ける影響は、男性と女性では異なり、男女のニーズの違いに配慮した災害対応を進めることが地域防災力の向上につながるため、日頃から男女が共に参加して防災対策を強化することが必要となっています。

【施策の方向】

(1) 家庭生活と地域生活における男女共同参画意識啓発の推進と支援

	具体的施策	概 要	担当課
1	家庭・地域における男女共同参画意識浸透のための啓発活動推進	広報紙、ホームページ等での情報提供等、あらゆる機会を利用して、男女がともに家庭及び地域に参画する意識の浸透を図ります。	総合政策課 市民協働安全課
2	男性の家庭生活等への参画の推進	育児や介護の負担が女性に偏らないようにするため、男性に向けた育児や介護に関する講座等を実施し、男性の家庭生活等への参画意識の醸成を促します。	総合政策課 健康推進課
3	地域活動における女性の参画	地域への関心を高め、地域での様々な活動の方針決定の場への女性の参画を働きかけます。	市民協働安全課

	具体的施策	概 要	担当課
4	新規 だれもがともに介護を支える意識の啓発	男性の介護参画を促す意識啓発に努め、介護教室等への参加を促進します。また、介護を社会全体で担っていくシステムに対する啓発を行います。	総合政策課 地域福祉高齢課
5	新規 子育てに参画できる環境づくりの推進	誰もが参加しやすい子育て教室の日時設定を検討し、父親を含め家族で参加しやすい子育て教室等を通じた意識づくりに努めます。また、子育て支援アプリを通じてともに参画できる環境づくりを進めます。	子ども支援課

(2)防災・災害復興分野への女性の参画拡大

	具体的施策	概 要	担当課
1	男女双方に配慮した地域防災(復興)の推進	防災等の政策・方針決定過程への女性の参画推進、及び女性リーダーの育成をします。地域防災(復興)対策には、男女のニーズの違いを把握して進める必要があり、地域防災計画を男女共同参画の視点で見直します。 また、女性の視点を取り入れた避難所運営に取り組みます。	市民協働安全課
2	男女共同参画の視点に立った地域防災力の向上	地域コミュニティにおける男女の参画や災害・防災に関する知識の習得を進め、定期防災訓練の参加を図ります。防災に対する意識を向上し、消防団における女性の活躍を推進します。	市民協働安全課
3	地域活動における女性消防団員の確保・配置促進	地域活動における女性消防団員を育成し、防災の要として配置を促進して積極的に参加できるように支援します。	市民協働安全課

主要課題2 生涯を通じた健康支援

前期計画期間では、男女がお互いの身体的性差を理解し、相手に思いやりを持って生きていくことができるよう、生涯を通じた健康増進や健康支援に取り組んできました。

人生100年時代に直面し、生涯を通じた健康づくりは今後の重要な課題であり、心身の健康について正しい知識を身に付け、自己管理を行っていくことが必要となっています。特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、若い世代から男女の違いや性について正しく理解し、健康管理を促す取り組みを図っていく必要があります。

また、女性のライフステージで大きな節目である妊娠、出産期から子育て期に、母子が心身ともに健康に安心して暮らしていけるよう、切れ目ない支援を行っていく必要があります。

【施策の方向】

(1)生涯を通じた健康づくりの土台を築く

	具体的施策	概 要	担当課
1	ライフステージに応じた健康の保持及び推進	生涯を通じ、健康や健康維持等を推進するため、健康診査、健診の受診促進や健康教育等を推進します。	医療保険課 健康推進課
2	食育の推進	健全な食生活を実現する能力を養成するための食育を推進します。	健康推進課 給食センター
3	健康相談の充実	心の悩みや体の悩み、更年期に関する悩み等について窓口相談、電話相談等の健康相談窓口を充実させます。	健康推進課



(2)安心して楽しく出産や子育てを行うための情報と場の提供

	具体的施策	概 要	担当課
1	母子保健施策の充実	母性は次世代を生み育てるという重要な社会機能であるという認識を深めるよう、若い世代からの意識啓発を推進します。母子の健康な生活を支援するため、妊娠から子育てまでの一貫した健康診査、保健指導、相談等のサービスを充実させます。	健康推進課 子ども支援課
2	こども家庭センターの充実	妊娠期から子育て期の不安や悩みを相談できる場所として設置します。助産師・保健師による助言や情報提供、「子育てプラン」の作成の支援を行います。	子ども支援課



主要課題3 困難な状況におかれている人々への支援

前期計画期間では、高齢・障がい等により生活上の困難に直面する人への支援、ひとり親家庭や若者への自立支援など、困難な立場にある男女への支援に取り組んできました。

市内のひとり親世帯の状況をみると母子家庭が圧倒的に多く、子どもの貧困対策も重要となってきたことから、ひとり親家庭に対する子育てや生活、就業などの総合的支援や、女性が抱える多様な困難や不安への支援が必要とされています。今後は、生活上の困難を抱える若者や高齢者、障がい者等も含めて、困難な立場にある人々が地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要な支援やサービスを充実していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

	具体的施策	概 要	担当課
1	介護サービスの充実	高齢者が自宅や施設において安心して生活していくうえで、介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせることなく、社会全体で支えていくために介護サービスの充実を図ります。	地域福祉高齢課
2	在宅福祉サービスの充実	高齢者や障がい者の生活の質を向上させ、介護をする人の支援体制を整備します。	地域福祉高齢課
3	高齢者、障がい者に対する情報提供及び、相談体制の充実	高齢者、障がい者の自立した生活を可能にする多様なサービスの情報提供や相談を実施します。	福祉生活課 地域福祉高齢課
4	外国人に対する情報提供及び、相談体制の充実	外国籍の人が日常生活で困ることがないように、外国語による情報提供や相談体制の充実、日本語支援等の充実を図ります。	市民協働安全課
5	高齢者、障がい者の社会参加活動の促進	高齢者等が社会との関わりを持ち続けることができるように、社会参画に関する広報による啓発・情報提供を行います。また、社会福祉協議会との連携によりボランティアの育成や活動機会の拡充に努めます。	福祉生活課 地域福祉高齢課

	具体的施策	概 要	担当課
6	高齢者健康講座の充実	介護予防を含めた健康づくりを支援するための講座を開催します。	地域福祉高齢課 健康推進課
7	老人クラブ活動への支援の充実	高齢者の自主組織である老人クラブの活動への支援を行います。さらに、女性の役員登用等、男女共同参画の視点に立った運営を促進します。	地域福祉高齢課
8	障がい者の就労の促進	障がい者がその能力を十分発揮できるよう、就労の場の拡大と就労支援の充実や障がい者の就労促進に取り組む家族や中間支援団体等に対する支援に努めます。	福祉生活課



(2)生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

	具体的施策	概 要	担当課
1	生活困窮者やひとり親家庭等の生活及び自立支援の充実	生活困窮者へのきめ細やかな相談体制を整備し、必要な情報を的確に提供します。 また、就労支援等を通して、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上を図ります。	福祉生活課 子ども支援課

主要課題4 あらゆる暴力の根絶にむけた支援

【瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】

前期計画期間では、あらゆる暴力の根絶に向けて、DV防止と被害者への支援、あらゆるハラスメントの防止、様々なメディアを活用した人権侵害防止の啓発に取り組んできました。

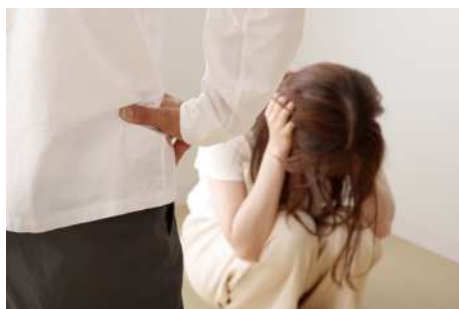
市民意識調査の結果(P.19)をみると、配偶者や恋人から暴力を受けたことが「ある」人が1割弱で、DVの内容では、「精神的暴力」が最も多く、次いで「身体的暴力」が多くなっています。

コロナ禍においては、生活不安やストレス、在宅時間の増加等により、DVが増加、深刻化するといった現象が起こり、社会問題となりました。特に、暴言などの精神的暴力は、被害者自身がDVと気づきにくいといった側面もあり、DV防止に関する啓発活動や相談支援体制について充実を図る必要があります。

【施策の方向】

(1)DVを予防するための対策の充実

	具体的施策	概 要	担当課
1	広報啓発活動による普及	人権尊重の意識を高めるため、広報紙、ホームページ等の各種メディアの活用や、イベント等の機会を通して、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。	子ども支援課
2	学校教育における暴力防止教育	学校教育を通じて若年層に向けた暴力予防教育を推進します。	学校教育課 生涯学習課
3	新規 加害者にならないためのDV防止の意識啓発	交際相手や配偶者への暴力の問題について考える機会を提供し、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発を実施します。	総合政策課 子ども支援課



(2)DV被害者の安全確保と自立支援

	具体的施策	概 要	担当課
1	被害者の安全確保	迅速な対応が必要な場合は、各関係部署と連携し、一時保護するなど安全確保を図ります。	子ども支援課
2	被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	DV防止法に基づき、配偶者からの暴力を受けている被害者および子について、関係部署及び職員間の連携を図るうえで、情報漏洩のないよう努めます。	子ども支援課
3	様々な配慮を必要とする被害者への対応	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を行うことで、被害者への細やかな配慮を行います。	子ども支援課
4	関係者による通報の周知	被害者を発見したときにためらいなく市や警察に通報ができるように、市の広報紙等を活用しDV防止法に基づく通報についての周知に努めます。	子ども支援課
5	健診等の行事を通じた発見と対応	子どもの健診等を通じて早期発見に努め、関係部署による早期対応の体制を強化します。	子ども支援課 健康推進課
6	子どもの安全確保とケア	関係機関と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図り、学校や保育所等において、被害者の子どもの生活について適切に配慮されるように慎重に対応します。	子ども支援課 学校教育課 幼児教育課
7	被害者の自立支援	保護を求める被害者の安全確保および日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し関連機関と連携して自立を支援します。また、被害者の回復の一助として自助グループ等に関する情報を提供し、心理的な安定と回復を支援します。	子ども支援課

(3)相談業務の充実と関係機関の連携

	具体的施策	概 要	担当課
1	DV等に関する相談体制の充実	広報紙、ホームページ等によるDV等に関する情報の啓発に努め、DVやセクシュアル・ハラスメントの専門相談機関の情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。また、研修等に相談員を参加させ、最新の知識の習得、スキルアップを図ります。	子ども支援課
2	手続の一元化についての検討	被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図るため、手続の一元化について検討します。	子ども支援課
3	庁内連携の強化	庁内において、DVに対し迅速・的確に連携ができるよう情報交換や研修を実施し、住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、児童手当等、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署や子育て関連の部署などにおいて、情報の管理と意識の徹底を図ります。	子ども支援課
4	庁外関係機関との連携強化	医療機関、警察等関連機関との連携体制の整備を促進します。	子ども支援課
5	関係者からの二次被害の防止	DVの特性等を十分に理解し、被害者にさらなる被害(二次被害)が生じる事のないよう、被害者の状況に十分に配慮した慎重な対応を行います。	子ども支援課
6	新規 相談窓口の明確化と周知	広報紙やホームページ、チラシ等により相談窓口の情報を掲載し積極的な周知に努めます。	子ども支援課

目標値の設定

後期計画の推進にあたっては、次のような目標値を設定します。

NO	成果指標	現状値	目標値	担当課
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識を高め合うまちづくり				
1	社会全体として(男女の地位が)平等であると感じる人の割合	9.5%	50.0%	総合政策課
2	人権尊重に関する啓発事業の回数	12回	13回	地域福祉高齢課
3	学校教育の場において(男女の地位が)平等であると感じる人の割合	50.3%	70.0%	総合政策課
4	男女共同参画に関するセミナー、講座の実施回数	4回	6回	総合政策課
基本目標Ⅱ だれもが活躍できるまちづくり				
5	審議会等の委員における女性の割合	25.2%	40.0%	総合政策課
6	保育施設待機児童数	4人	0人	幼児教育課
7	職場において(男女の地位が)平等であると感じる人の割合	19.1%	50.0%	総合政策課
8	男女共同参画に関する事業の参加事業所数	25社	40社	総合政策課
基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり				
9	家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている人の割合	28.3%	45.0%	総合政策課
10	女性消防団員の数	10人	15人	市民協働安全課
11	若年層健康診査の受診率	4.8%	10.0%	健康推進課
12	妊産婦教室への男性参加割合	38.3%	40.0%	子ども支援課
13	第2層地域支え合い推進会議への女性参加割合	28.9%	30.0%	地域福祉高齢課
14	就労支援員の支援により雇用に至った者の数	12人	25人	福祉生活課
15	DVに関する広報啓発活動の回数	2回	4回	子ども支援課
16	DVの相談を受けた中で、安全確保や自立につながった割合	50.0%	50.0%	子ども支援課
17	DV被害者が関係機関等に相談した割合	26.5%	50.0%	子ども支援課

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

後期期間(令和7年度～令和11年度)については、瑞穂市男女共同参画推進条例第19条に基づき、前期期間に引き続いて、次のような体制で計画を推進します。

(1) 市民・団体・事業所との協働

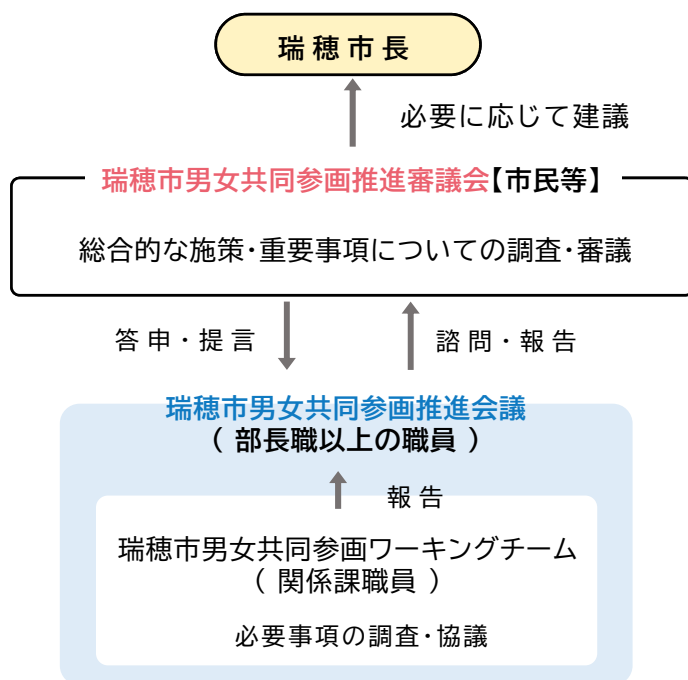
男女共同参画の推進に向けて、市民や事業所等に対して必要な情報提供や支援を行うとともに、市民等の代表で構成される「瑞穂市男女共同参画推進審議会」をはじめ、各種団体、事業所等と行政が協働で、本計画に位置づけた様々な施策に取り組みます。

(2) 組織の連携強化

引き続き「瑞穂市男女共同参画推進会議」と「瑞穂市男女共同参画推進ワーキングチーム」を組織し、関係各課の一層の連携を図り、各施策について、総合的かつ効果的に推進します。

(3) 関係機関との連携

男女共同参画を巡る多様なニーズに適切に対応するため、岐阜県及び近隣自治体、関係機関等との連携により、推進体制の強化を図ります。



2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、関係する情報の収集及び定期的な評価により、各施策を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況を適切に把握し、市民等に公表して、取り組みの改善につなげます。

(1) 情報収集と提供

男女共同参画に関する国や県等の情報を的確に捉え対応できるよう、情報収集を継続するとともに、市民、団体、事業所等に向けて、必要な情報を提供します。また、市民や事業所の現状、施策効果の検証をするため、必要に応じて意識調査を実施します。

(2) 定期的な評価の実施

前期期間と同様に、実施計画において施策の達成状況を測るため、わかりやすい数値目標を設定します。また、施策の進捗状況や目標の達成状況については、市民等の代表で構成される「瑞穂市男女共同参画推進審議会」において定期的に評価・検証し、次の施策展開に活かします。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030

後期計画
策定

▲前期計画評価

後期計画(R7～R11)

第3次計画
策定

▲後期計画評価

第3次計画

資料編

■SDGs

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略であり、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標です。すべての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むものです。



■瑞穂市男女共同参画推進条例

平成22年12月17日

条例第32号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 権利侵害の禁止等（第9条・第10条）

第3章 基本的施策等（第11条—第18条）

第4章 瑞穂市男女共同参画推進審議会（第19条—第22条）

第5章 その他（第23条）

附則

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法の制定等、男女平等の実現に向けた取り組みが行われてきた。

瑞穂市は、揖斐川、長良川が流れる自然豊かな地で、交通アクセスも良く、住宅地として発展を続けるまちであり、女性の社会進出が一層促進されつつある。本市が、さらに活力ある住みやすいまちとして発展していくために、今まで以上に男女がお互いの特性を認め合い、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮し、対等な立場で家庭、地域、学校、職場等のあらゆる社会分野に参画し、ともに人としての責任を分かち合う共同参画社会の実現を目指している。

私たち市民は、「おもいやり」、「ささえあい」の精神に基づき、次世代を担う子どもたちのためにも、平和で生き生きとした夢のある社会の実現を求め、協働して男女共同参画の社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市と市民、市民団体、教育関係者及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにし、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市と市民等がともに総合的かつ計画的に推進することにより市における男女共同参画社会を実現させることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野（以下「社会分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- （2） 積極的改善措置 社会分野における活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女間の格差が生じていると認められている部分について、男女のいずれか一方に積極的に機会を提供することをいう。

- (3) 市民 市内に住所を有し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 市民団体 市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内においてあらゆる教育及び保育に携わる者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他団体をいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又はパートナー等に対する身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力及び当該暴力的行為に付随して生じる乳幼児又は高齢者への暴力的な行為をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行により、相手方の生活環境を害し、又は当該相手方に不利益を与える行為をいう。
- (9) 協働 市と市民等が、共通の目的を達成するために、継続的で対等な協力関係を形成し、それぞれが単独で行うよりもよい効果をあげるように、能力、情報等を提供し、協力し合うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女が個人として尊重され、社会分野において性別による差別的取り扱いを受けることなく、個性と能力が十分に発揮できる機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 男女が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができること。
- (5) 国際的協調 国際的な取組み及び在住外国人への理解のもとに、男女共同参画社会の形成のための取組みが行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関し、国、県及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民等との協働に努めなければならない。
- 3 市は、率先して男女共同参画を推進する職場として、男女がともに働きやすい職場環境の整備等に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現についての理解を深め、社会分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に努めるとともに、当該団体の方針の決定、計画の立案等において、男女がともに参画する機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うように努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女が対等に参画し、能力を発揮できるよう努めなければならない。

2 事業者は、男女がともに、職業生活、家庭生活、地域生活等を両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市、市民、市民団体、教育関係者及び他の事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動に協力するよう努めなければならない。

第2章 権利侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 すべての人は、社会分野において性別による差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他人権を侵害する行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 市及び市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、暴力的行為及び性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するにあたっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するにあたっては、第4章に規定する瑞穂市男女共同参画推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 市長は、基本計画を変更するときは、前3項の規定に準じて手続を行うものとする。

(積極的改善措置)

第12条 市は、市のすべての委員会、審議会等における委員等を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講じて、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、あらゆる分野の意思決定の過程において、男女の参画する機会に格差が生じないよう市民等と協力し、改善に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、かつ、実効性のあるものにするため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、広報活動の充実その他の適切な措置を講ずるものとする。

(学習の支援等)

第15条 市は、市民等が行う男女共同参画についての関心や理解を深めるための学習を支援し、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な援助ができるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、総合的かつ効率的に推進するため、その組織の充実及び強化に努めるものとする。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点機能を整備するよう努めなければならない。

(苦情、相談等への対応)

第17条 市は、市民等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害する行為についての苦情、意見及び相談（以下「苦情等」という。）がある場合は、これを受け付け、関係機関と連携を図り、適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による苦情等に対し適切に対応するため必要があると認めるときは、第4章に規定する瑞穂市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第18条 市長は、毎年、基本計画に基づく男女共同参画推進施策の進捗状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 瑞穂市男女共同参画推進審議会

(設置)

第19条 市における男女共同参画の推進に関する総合的施策その他重要事項の調査及び審議等を行うため、瑞穂市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査、審議及び答申するものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更並びに進捗状況に関する事項

(2) 第17条の苦情等への対応に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の実施について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等が推薦する者

(2) 識見を有する者

(3) 公募により選任された者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員は、広く各界各年齢層の中から適切な人材を選任するよう努めるものとする。

4 委員の委嘱については、公募制度の積極的な導入を図り委員の総数の2割以上を占めるようにするものとする。ただし、公募による委員がその定数に満たない場合は、他の方法により選任できるものとする。

5 男女いずれか一方の委員の数は、総委員数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、会務を総理するほか、審議会の会議を招集し、その議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5章 その他

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている瑞穂市男女共同参画基本計画（平成22年3月25日策定）は、第11条に規定する基本計画とみなす。

3 この条例の施行の際現に瑞穂市男女共同参画推進審議会の委員である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、その残任期間とする。

■瑞穂市男女共同参画推進会議設置要綱

平成20年11月21日

訓令第13号

改正 平成21年3月26日訓令第3号

平成23年3月9日訓令第3号

平成27年3月24日訓令第4号

平成30年3月30日訓令第3号

令和3年3月30日訓令第3号

(設置)

第1条 市における男女共同参画社会実現のための施策を総合的に企画、調整し、かつ、効果的に推進するため、瑞穂市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画基本計画の策定及び推進における関係部課間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号のほか前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長の職にある者をもって充て、推進会議を統括する。

3 副会長は、企画部長の職にある者をもって充て、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、教育長及び部長職以上の職員とする。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(ワーキングチーム)

第5条 推進会議の補助及び所掌事項を円滑に推進するためワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置く。

2 チームの委員は、別表に掲げる男女共同参画に関係する課の職員で関係部課長等の承諾を得て、選任された者をもって充てる。

3 チームは、企画部総合政策課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議及びチームの庶務は、企画部総合政策課において行う。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進会議及びチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日訓令第3号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成27年3月24日訓令第4号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（平成30年3月30日訓令第3号）
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（令和3年3月30日訓令第3号）
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

総合政策課、市民協働安全課、総務課、医療保険課、福祉生活課、子ども支援課、地域福祉
高齢課、健康推進課、商工農政観光課、教育総務課、学校教育課、幼児教育課、生涯学習課

■男女共同参画社会基本法(抄)

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
(最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第一六〇号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以

下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村

の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

(最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定

める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
 - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を

員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(以下省略)

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

(最終改正：令和五年六月十四日法律第五十三号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地

方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援セ

ンター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に
対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」とい
う。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同
じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又
はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二
条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、
その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立て
により、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当
該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場
所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する
場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する
裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じ
た日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者
に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこ
と。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、
文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八
十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において
同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。
以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しく
は電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文
等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又は
その知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥
心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に
供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、
若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録
を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位
置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号
に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を
有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規
定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される
当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得するこ
と。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
- （退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻

が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書

面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする

る被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、

加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(以下省略)

■瑞穂市男女共同参画推進審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	宮坂 果麻理	朝日大学
副会長	小倉 妙子	女性の会
委員	赤尾 亮	瑞穂市PTA連合会
	大野 豊美	瑞穂市民生委員・児童委員協議会
	大森 加奈恵	瑞穂市社会福祉協議会
	江崎 結香	瑞穂市福祉事務所
	河合 京子	瑞穂市人権擁護委員
	近藤 奈保美	NPO法人キッズスクエア瑞穂
	才木 秀光	公募委員
	鈴木 智博	公募委員
	高橋 秀人	公募委員
	中村 昌博	公募委員
	廣瀬 信幸	瑞穂市自治会連合会
	福井 恵	公募委員
	馬淵 ひとみ	瑞穂市商工会

瑞穂市第2次男女共同参画基本計画(後期計画)

発 行 令和7年3月発行

発行者 瑞穂市

編 集 瑞穂市 企画部 総合政策課

〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地

TEL058-327-4111(代表) FAX058-327-7414

<http://www.city.mizuho.lg.jp>

